

# 商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 熊谷 泉

## 1 日時

平成24年3月1日（木曜日）

午前10時2分開会、午後4時47分散会

（うち休憩 午前11時58分～午後1時2分、午後3時0分～午後3時12分）

## 2 場所

第3委員会室

## 3 出席委員

熊谷泉委員長、高橋但馬副委員長、渡辺幸貫委員、佐々木博委員、軽石義則委員、  
福井せいじ委員、工藤勝博委員、小西和子委員、斉藤信委員、小泉光男委員

## 4 欠席委員

なし

## 5 事務局職員

菅原担当書記、熊原担当書記、木村併任書記、村上併任書記

## 6 説明のために出席した者

### (1) 労働委員会

小川事務局長、吉田審査調整課総括課長

### (2) 商工労働観光部

齋藤商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、阿部雇用対策・労働室長、  
松川経営支援課総括課長、佐々木科学・ものづくり振興課総括課長、  
福澤産業経済交流課総括課長、戸館観光課総括課長、保企業立地推進課総括課長、  
津軽石雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、飛鳥川商工企画室企画課長、  
猪久保雇用対策・労働室労働課長

### (3) 教育委員会

菅野教育長、高橋教育次長兼教育企画室長、佐々木教育次長兼学校教育室長、  
佐藤参事兼教職員課総括課長、石川教育企画室企画課長、  
泉教育企画室予算財務課長、小倉教育企画室学校施設課長、  
高橋学校教育室学校企画課長、多田学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、  
高橋学校教育室首席指導主事兼高校教育課長、上田学校教育室高校改革課長、  
錦生涯学習文化課総括課長、平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、  
中村生涯学習文化課文化財・世界遺産課長、  
佐々木学校教育室首席指導主事兼特別支援教育担当課長、

田村学校教育室主任指導主事兼生徒指導担当課長、  
阿部学校教育室首席指導主事兼産業教育担当課長、  
漆原教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、  
中山教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長

(3) 総務部

小原副部長兼総務室長、清水総務室管理課長、紺野法務学事課総括課長、  
鈴木法務学事課私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

4人

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議案)

議案第65号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第10号)

(2) 商工労働観光部関係審査

(議案)

議案第65号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第10号)

議案第71号 平成23年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第4号)

(3) 教育委員会関係審査

(議案)

議案第65号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第10号)

(4) 総務部関係審査

(議案)

議案第65号 平成23年度岩手県一般会計補正予算(第10号)

9 議事の内容

○熊谷泉委員長 おはようございます。ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により審査を行います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第65号平成23年度岩手県一般会計補正予算(第10号)、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち労働委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○吉田審査調整課総括課長 労働委員会関係の補正予算につきまして御説明申し上げます。便宜、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の134ページをお開き願います。

今回御審議をお願いいたしますのは、第5款労働費、第3項労働委員会費につきまして、1,026万8,000円を増額しようとするものでございます。目別の内訳といたしましては、1目委員会費155万1,000円の減額は、年度途中におきまして、委員が一時欠員となって

いたことに伴う報酬の減など、また2目事務局費1,181万9,000円の増額は、人件費や物件費の過不足をそれぞれ補正するものでありますが、特に給料及び職員手当等の増につきましては、昨年度当初予算編成時点におきまして行政委員報酬の見直しが検討されていたことに伴い、委員報酬を一定額減じて予算計上していたものでありますが、今年度の改定が見送られたため、一たん事務局費の給料及び職員手当を予算上減額して委員報酬に当てていたものでございます。したがって、今回の補正におきまして当該所要額を計上しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 今労働委員会費について、一時1人欠員だったと。これはどういう事情なのか。

それと、今の労働委員の構成はどうなっているのでしょうか。労働者委員の連合独占という状況も含めて示していただきたい。

あわせて、労働委員会費は2月末で3,104万5,000円ということになりますね。これは労働委員1人当たり月額報酬で幾らなのか。勤務実態はどうなっているのか。日額に換算すると幾らになるかも含めて示していただきたい。

○吉田審査調整課総括課長 まず、労働委員の年度内の欠員についてでございますが、労働者委員1名が年度途中で辞任されまして、その間2カ月ほど欠員になってございましたので、その部分の報酬の今回の減額でございます。

2点目でございますが、ご承知のように、労働委員会は公労使各5名の委員で構成されてございます。お尋ねのございました労働者委員につきましては、現在5名在籍してございます。

大変失礼いたしました。どのような形でお答えすればよろしかったですか。現在5名の委員のそれぞれの現職を御説明を申し上げることでよろしいでしょうか。1名は東京製鋼労働組合北上支部の執行委員長、それからもう一方は全日通労働組合岩手支部執行委員長の方、3番目でございますが、日本労働組合総連合会岩手県連合会の会長、それから4人目でございますが、足立労働組合特別執行委員、最後に東北電力労働組合岩手県本部委員長、以上5名でございます。

○斉藤信委員 答弁漏れある。

○吉田審査調整課総括課長 現在月額報酬につきましては、会長、それから会長代理、公益委員、それから労働者委員及び使用者委員という区分がございまして、会長が月額18万9,000円、会長代理が18万2,000円、公益委員が16万6,000円、それから労働者委員及び使用者委員は同額でございまして、月額15万8,000円。以上でございます。

○斉藤信委員 まだ答弁漏れ。勤務状況を聞いたでしょう。

○吉田審査調整課総括課長 大変失礼いたしました。委員の年間活動日数についてでございますが、これにつきましては出席日数の平均は1人当たり年間約20日となっております。

す。

それから、主な活動内容についてでございますが、定例総会、それから例えば不当労働行為の審査があれば公益委員会議など。それから、それぞれ例えば不当労働行為の申し立てもございますれば、公益委員が審査委員になりまして、それから労使が参与委員という形で関与いたしますし、それからあっせんの申請があれば、団体、個別にかかわらず、3名を労使の順であっせんに当たっていただくということでございます。以上でございます。

**○斉藤信委員** たしか労働者委員については、昨年選出されたのではないのでしょうか。選出されたばかりで、1人が年度途中で辞任というのは、これどういうことなのでしょう。選任を間違ったのではないのでしょうか。それが一つ。

今5人の労働者委員を聞きましたけれども、全部連合推薦ですよ。今労働組合の構成比はどうなっていますか。私は、極めてゆがんだ選任になっていると思います。全国の都道府県労働委員会で連合が独占しているところはどのぐらいありますか。そのことも示していただきたい。

それと、月額報酬を今聞きましたけれども、年間20日ですよ、勤務実態は。そうすると、月に2日にならないわけです。月2日弱ということになると、日額7万円から8万円ということになりますね。行政委員の報酬そのものは、今度の議会に海区漁業調整委員の日額制というのが提案されていますが、私は労働委員会もこういう勤務日数であれば検討の課題があるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○吉田審査調整課総括課長** まず、今回の欠員の事情でございますが、これは本務であります労働組合の勤務の関係で県外に転出されたということに伴う欠員でございます。その後辞任されております。

それから、2番目でございますが、労働者委員の状況、他県の状況も含めてということでございますが、これにつきましては、選任はもちろん、委員御承知のとおり、知事部局のほうで選任され、労働委員会のほうで主体的に選任するものではございませんので、その件につきましては労働委員会として今答える立場にはない状況でございます。

各県の状況につきましては、たまたま私10年前にもおりましたけれども、当時から、いわゆる連合系の委員、それから労連系統の委員、その選任につきましては全国的にもかなり話題になっておまして、各県いろいろ検討されていると思いますが、連合系以外の委員を選任されている委員会も現在は幾つかあるというぐあいに認識しています。

それから、勤務状況についての補足の説明でございますが、月2日というような今お話しございましたけれども、実際今年度も委員の報酬の見直しにつきましては、ご承知のとおり、昨年度住民監査請求を受けて、監査委員のほうでいろいろ見直しを検討するということ、総務部のほうで検討しているところであり、今回も一部の委員会につきましては条例改正案が上程されると伺っておりますが、労働委員会の委員につきましては、年間、労働委員会の具体の業務、例えばあっせんですとか、総会ですとか、それ以外にも実際私どものほうで確認、調べておりますけれども、年間それこそ膨大な、全部一応数えました

けれども、年間4,000ページ以上にもわたる資料の読み込みとか、そのような形でいろいろ職務の一環といたしまして、常に労使関係の現状ですとか、労働委員会のあり方、それから特に公益委員にありましては、不当労働行為の審査とか、かなり専門的な知識を要しますので、それに関する研修、そのような形で実際かなりの時間を費やしていただいております。そのような中で、報酬の額につきましては総務部のほうで十分に検討していただいているというぐあいに考えております。

○**斉藤信委員** 昨年労働委員が、特に労働者委員の場合には、選任されたばかりですぐ転勤を理由にして欠員になったと。推薦した連合の資質問われますよ、こんなの。そういう人を推薦してはだめですよ。そして、岩手労連系を排除して、5人独占してこういう選任をしたという知事の選任というのは問われると思います。無理して選任しているのですよ、だからそういう人も含めて。選任はこの労働委員会の所管ではないのでこれ以上は言いませんが、私は大変重要な役割を果たす労働者委員が選ばれた途端に辞任したなんていう、こういう選任はすべきではないと。無理してやっているからこういうことになるのだと、このことは指摘しておきたい。

あと、月額報酬の問題についても、恐らく検討されて、当初予算を減額してやり繰りしたと、そういうやりくりが可能なのかというのは予算上疑問に思うところもあるけれども、いずれ岩手県の場合は小出しに海区漁業調整委員会の委員については日額ということを出しましたが、私はやっぱりもう少し全体的に検討すべき課題ではないのかと、これは指摘して終わります。

○**熊谷泉委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** 御異議がありませんので、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、何かありませんか、労働委員会関係について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** なければ、これをもって労働委員会関係の議案の審査を終わります。労働委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第65号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第10号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費

のうち商工労働観光部関係、第7款商工費及び第11款災害復旧費第4項庁舎等施設災害復旧費第1目庁舎等災害復旧費のうち商工労働観光部関係、第6項商工労働観光施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第7款商工費、第11款災害復旧費第4項庁舎等施設災害復旧費のうち商工労働観光部関係及び第6項商工労働観光施設災害復旧費並びに第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中2から6まで及び2変更中1及び2、並びに議案第71号平成23年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第4号)、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼商工企画室長 それではまず、商工労働観光部関係の平成23年度一般会計補正予算について御説明申し上げます。議案(その3)の7ページをお開き願います。

当部関係は、5款労働費のうち3項労働委員会費を除いた52億7,317万7,000円の減額及び7款商工費の37億7,949万6,000円の減額、9ページにまいりまして、11款災害復旧費、4項庁舎等施設災害復旧費のうち399万9,000円の増額、同じく6項商工労働観光施設災害復旧費の4億6,649万2,000円の減額であります。

次に、項及び目の区分ごとの主な内容につきまして、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額につきましては省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、説明書の130ページをお開き願います。まず、5款労働費、1項労政費、1目労政総務費の管理運営費は、雇用対策部門の職員給与費等の管理運営に要する経費の実績見込みによる減額等であります。

2目労働教育費の各種労働講座開設費は、震災に伴う事業停止による減額であります。

下の131ページにまいりまして、3目労働福祉費の労働者等生活安定支援資金貸付金は、融資実績見込みによる減額であります。

4目雇用促進費の中ほどより少し上、緊急雇用創出事業費補助は、各市町村における事業の実績見込みによる減額であります。

下から三つ目、被災求職者等雇用・人材育成事業費は、民間企業等に対し、被災求職者を新たに雇用して、被災地で震災からの再生、復興に取り組む企業に就業するために必要な知識や技術を職場実習等により習得させる業務を委託することにより、企業が求める即戦力となる人材の育成を図るとともに、企業と人材のマッチングを促進しようとするものであります。

一番下の緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金は、国の3次補正において、貧困、困窮者等に対し、住まい及び就業機会の確保等の支援を行う住まい対策事業が拡充され、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の増額配分があったことから、事業に要する経費の財源として基金に積み増しを行おうとするものであります。

次に、132ページにまいりまして、2項職業訓練費、1目職業訓練総務費の上から三つ目、認定職業訓練運営費補助は、認定職業訓練の実績見込みによる運営費補助金の減額で

あります。

2目職業訓練費の中ほど、就職支援能力開発費は、離職者等の職業訓練に係る事業実績見込みによる減額であります。

次に、飛びまして163ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費であります。一番上の管理運営費は、国と県の補助により財団法人岩手産業振興センターに造成している基金を一部見直したことに伴い、その原資の一部である国庫補助金の返還に要する経費等を増額するものであります。

中ほどより少し下、三陸復興・海洋エネルギー導入調査事業費は、国の3次補正予算で措置されました東日本大震災復興調整費を活用した事業であり、海洋再生エネルギーの研究、導入を促進するため、三陸沿岸における海洋エネルギー資源のポテンシャルや、海域利用状況等に関する調査を実施しようとするものであります。

164ページにまいりまして、2目中小企業振興費の中ほどより少し上、中小企業東日本大震災復興資金貸付金は、融資実績見込みによる増額であります。

下のほう、中小企業被災資産復旧事業費補助は、沿岸地域の産業復興をさらに支援するため、新たに被災中小企業の全壊、流失した施設等の復旧に対して行う市町村の補助事業に対し補助するものであり、市町村から企業への補助率は対象経費の2分の1以内、限度額2,000万円、事務所、店舗等は300万円で、県は市町村にその2分の1を補助しようとするものであります。

下の165ページにまいりまして、3目企業立地対策費の上から二つ目、企業立地促進資金貸付金は、融資実績見込みによる減額であります。

4目中小企業経営指導費の中小企業ベンチャー支援事業費補助は、補助対象人件費の実績見込みによる岩手県産業振興センターへの補助金の減額であります。

166ページにまいりまして、6目工業技術センター費の地方独立行政法人岩手県工業技術センター運営費交付金は、同センターの職員人件費の実績見込み及び退職予定職員の退職手当計上に伴う交付金の補正であります。

下の167ページにまいりまして、2項観光費、1目観光総務費の一番下、北いわて滞在情報発信強化事業費は、県北圏域の来訪者の回遊を促進するため、県北局管内の道の駅にスタッフを配置し、飲食や産直施設など、地域ならではのきめ細かな観光情報を提供、発信しようとするものであります。

2目観光施設費の八幡平景観保全観光振興事業費は、八幡平の景観保全のため老朽化施設の解体撤去を行うものであります。事業費の確定に伴い減額するものであります。

またさらに飛びまして、218ページをお開き願います。11款災害復旧費、4項庁舎等施設災害復旧費、1目庁舎等災害復旧費の上から四つ目、商工労働観光部の公共職業能力開発施設災害復旧事業費は、県立の公共職業能力開発施設の復旧について、事業の実績見込みにより補正を行うものであります。

220ページにまいりまして、6項商工労働観光施設災害復旧費、1目労働施設災害復旧

費の認定職業訓練施設災害復旧事業費補助は、認定職業訓練校の復旧を行うものでありますが、事業の実績見込みにより補正するものであります。

2 目商工観光施設災害復旧費の一つ目、中小企業等復旧・復興支援事業費、いわゆるグループ補助でございますが、これは国庫補助金の配分に対応し、増額するものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その3）のほうに戻っていただきまして、議案（その3）の16ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の追加の表の中でございますが、当部の所管は7款商工費5億7,725万9,000円、それから21ページに飛びまして、そのページの一番下から11款災害復旧費が掲載されておりますが、まためくっていただきまして、23ページの下のほうに4項庁舎等施設災害復旧費がございます。このうち、次のページの一番上、公共職業能力開発施設災害復旧事業956万5,000円と、中ほどの6項商工労働観光施設災害復旧費の347億788万円であり、合わせまして7事業352億9,470万4,000円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。これらは計画調整に不測の日数を要したことにより、年度内完了が困難になったことによるものであります。

次に、その下の25ページの債務負担行為について御説明いたします。第3表債務負担行為補正、1追加の表中、当部の所管は事業欄2から6までの5件であり、それぞれの期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものであります。

27ページにまいりまして、債務負担行為の変更であります。表中、当部の所管は事項欄1と2の2件であり、いずれも中小企業東日本大震災復興資金に係る融資枠の拡大に伴い、それぞれその限度額を増額しようとするものであります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。そのまま議案（その3）の46ページをお開き願います。議案第71号平成23年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第4号）であります。これは歳入歳出予算をそれぞれ9億7,308万8,000円減額し、総額を107億9,457万8,000円とするものであります。

下の47ページにまいりまして、歳入であります。1款繰越金、1項一般会計繰越金は、貸付原資等である一般会計からの繰入金を減額するものであります。

3款諸収入、1項貸付金元利収入は、中小企業高度化資金の貸付償還見込額の減等に伴う減額であります。2項預金利子は、歳計現金の利子の減額、3項雑入は中小企業高度化資金の延滞違約金の増額であります。

4款県債、1項県債は、中小企業高度化資金の貸付原資の一部である独立行政法人中小企業基盤整備機構からの借入額の減額であります。

48ページにまいりまして、歳出であります。1款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1項貸付費は、貸付先からの償還金の減に伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構への償還金及び一般会計への繰出金を減額するものであります。2項貸付事務費は、貸し付け及び償還に係る事務経費の確定による減額であります。

次に、下の 49 ページの繰越明許費について御説明申し上げます。1 款小規模企業者等設備導入資金貸付費の 44 億円は、財団法人いわて産業振興センター貸付金でございまして、同センターが被災した中小企業者が連携して行う施設設備の復旧整備に対して、無利子貸し付けをするための原資の貸付金について翌年度に繰り越ししようとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 委員の皆様申し上げます。これから質疑に入るわけではありますが、議案の審査時には、その議題の内容に対する質疑をお願いいたします。なお、議題に直接かかわらない質疑につきましては、本日いわゆるこの際がございまして、そちらのほうでお願いをいたします。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋但馬委員 商工費の、先ほど話のあった北いわて滞在情報発信強化事業費についてちょっとお伺いしたいのですけれども、3月18日から国の観光庁のほうでやられています東北観光博というのが実施されるのですけれども、その概要の中で、岩手県では6カ所、核となるゾーンが決められていまして、そこを設定して地域観光案内人の配置、地域独自の観光コンテンツの提供等を行い、地域が主体となった持続的な取り組みの定着を図るということで、ゾーンの取り組みの内容として、旅行者が多様な旅行プランを組み立てられる地域独自の滞在プログラムの企画、提供という部分で、実際この事業費と重なる部分があると思うのですけれども、この辺というのは国と何か連携みたいなものがあるでしょうか。

○戸舘観光課総括課長 北いわて滞在情報発信強化事業費と東北観光博は、直接的には結びついておりませんが、目的とするところはかなり類似性がありますけれども、この北いわて滞在情報発信強化事業費のほうは、道の駅5カ所にスタッフを配置しまして、地域の滞在期間を長くして、地域にお金を落としてもらおうと、こんなふうな取り組みでありまして、東北観光博のほうの観光案内人の配置場所というのは、各ゾーンの拠点となる駅に職員を配置するというようになっておりますので、事務としての直接の関係はないということになります。

○高橋但馬委員 直接の関係はないということだったのですけれども、いずれ国としてもそういう施策が出されているわけですから、県としてもその辺うまく連携をとったほうがさらに観光客誘致、交流人口をふやす部分にもつながると思いますので、そのあたりを要望しまして終わります。

○福井せいじ委員 雇用促進費、5款1項4目の新規、被災求職者等雇用・人材育成事業費の内容なのですけれども、企業と人材のマッチング促進という意味では具体的にどのような施策を講じるのかを教えてくださいということが1点。

もう一点は、商工業総務費、7款1項1目の三陸復興・海洋エネルギー導入調査事業費ではありますが、これも具体的な内容がもう既にありましたならば教えてください。

すけれども、この2点です。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 被災求職者の人材育成事業のマッチングの方法ということでございますが、これはいわゆる就職支援会社等 15社に対して県が委託をいたしまして、一旦就職支援会社等の社員になっていただくと。そちらのほうでまずスキルなり資格等を取っていただいて、その上で民間の企業等に実習派遣という形で行っていただくというような形で、実習を通じてその会社にならせていただいた上でマッチングを促進するというようなものでございます。その実習中の人件費については、いわゆる就職支援会社等の社員としての給与が払われるというような形で、マッチングを促進しようというものでございます。

○福井せいじ委員 今 15人と、何人が対象。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 15社です。

○福井せいじ委員 15社。そうすると、対象の人員は何名ぐらいになるのですか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 1月末現在で、411人を雇用しているところでございます。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 海洋エネルギーの導入調査であります。これは国によりますエネルギー研究拠点の設置、あるいは自治体などによる新エネルギー事業の参入促進のために、実際に三陸沿岸でどの程度の波力、あるいは風力のポテンシャルがあるかというのを実測したいと思っています。事業導入に当たっては、事業者は実測データが非常に重要になっていると言われておりますので、本県導入に向けての一つの基礎調査と思っております。沿岸 12市町村あるわけですが、今おおむね 12カ所程度で実測をしたいという内容になっています。

○福井せいじ委員 わかりました。ありがとうございます。私が見聞きした海洋エネルギーの実験場ということで、スコットランドのEMECというのがあるのですけれども、このような実験施設を今後つくるような計画というのはあるのでしょうか。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 今国におきまして、内閣府なのですが、総合海洋政策本部という部署がありますけれども、そこで海洋再生可能エネルギーを我が国の一つの大きな政策あるいは産業に育てたいという方針を打ち出しております。大規模な総合実証実験海域の整備ということの考え方を打ち出しています。今後全国的ないろんな候補があって競争が生じるものと思いますので、先行的に岩手県としてはデータをそろえておきたいという趣旨であります。

○軽石義則委員 災害復旧費の商工労働観光部関係の公共職業能力開発施設災害復旧事業費について、さらに詳しい内容の説明をお願いいたします。

○猪久保労働課長 災害復旧関係の経費でございますけれども、県立の職業能力開発施設のうち千厩高等技術専門校、それから矢巾の産業技術短大、この2校の修繕等に係る経費として計上させていただいたものでございます。その事業費等の確定に伴う補正ということをお願いしているものでございます。

○**軽石義則委員** 大船渡の職業能力開発センターについては前回もお聞きしましたが、それ以降のようになっていますでしょうか。

○**猪久保労働課長** 大船渡職業能力開発センターでございますけれども、被災後、現在約1年が経過してございますけれども、建物につきましては利用が困難な状況になってございますので、国のほうの補助金を活用いたしまして、建物につきましては周辺住民の安全等の立場から解体をするということで、来年度以降、その解体につきましては進めていく方針でございます。訓練の建物の機能のほうにつきましては、入学者等の選抜の準備の都合等もございまして、現在、来年度早々に行う平成25年度入学者につきましては、訓練の都合と申しますか、そういう判断をしなければならないということで、平成25年までは当面休止ということでございます。

○**軽石義則委員** 平成25年まで休止ということになれば、現地のほうで今仕事が新しいものが生まれてきて、そこで職業訓練をして職を求めようという方々に機会がないということになりますし、その部分の空白を埋める方策について検討はされたのでしょうか。

○**猪久保労働課長** 被災後、地元の市、関係団体と地域における職業訓練のあり方につきましては、たびたび、今までの間、数回にわたりまして現地のほうに赴きまして意見交換をさせていただいたところでございます。目下、緊急に職業訓練施設等が不足しているという事態にかんがみまして、当面地元の職業訓練協会、こちらのほうの機能回復、まずはこちらのほうに全力を挙げるということで、現在地元関係団体等とこれからその方向性につきまして検討を行ってまいりたいと考えてございます。

○**軽石義則委員** 協会の機能回復をすれば、県立の施設がなくても十分その役割を果たせるという判断でしょうか。

○**猪久保労働課長** これまで県立が担ってきた建築科でございますけれども、建築科につきましては災害復旧等の社会的な需要、こちらのほうが現在出ておりますけれども、新卒、学卒の対応ということで、現場での即戦力ですとか、そういった面で一定の役割は果たすことができますけれども、在職者、特に中途あるいは転職、そういった方々の技能、職業能力開発というふうなことは即戦力として後退するだろうという考えのもとで、現在民間で行っている在職者訓練、こちらのほうをまずは全力を挙げていくという考えのもとに、先ほどの職業訓練協会のほうの立て直しと申しますか、そちらのほうに全力を挙げていきたいと考えてございます。

○**軽石義則委員** 職業訓練については、23年度の先般行われました岩手県の経済雇用対策本部会議の資料の中にもありますとおり、県が実施している訓練協会に委託している事業、そして高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施している実績、加えて静岡県まで行って訓練をしているという報告がございます。やはり現地に近いところにその訓練をする場所があることによって数もふえると思いますし、実際教育を、訓練を受けたいという人がさらに機会を多く持てるということだと思っておりますので、できるだけその近くに、緊急的なものであっても訓練する施設を設けるといふ方向に持っていけないものでしょうか。

○猪久保労働課長 今軽石委員がおっしゃいました緊急的な対応ということでございますけれども、緊急的な対応も含めまして、地元の市、それから関係団体と現在そのあるべき姿ということを話し合いをしているという段階でございます。国に対しても、その辺の情報をいただきながら、財政的な面の支援も含めまして検討している最中でございます。

○軽石義則委員 今検討していただいているのは結構ですけれども、検討が終わったときにその事業が必要がなければ意味がございませんので、既に一般質問等でも出されておりますとおり、今求められている人たちがそこに供給がなければ仕事も進まないという現状ですので、ぜひとも早くその検討結果を出していただいて、現地の皆さんにその答えが見えるようにしていただくようお願いして終わります。

○小泉光男委員 先ほど大船渡の職業訓練センターは 25 年度入学までは休止ということですが、そこには職員は何人いて、今何をされているのか、どこかに配置になっているのか、その辺を教えてください。

○猪久保労働課長 現在大船渡職業能力開発センターには、職員を配置してございません。もといました職員につきましては、指導員につきましては今年度二戸で訓練を、大船渡の訓練をやりましたので、そちらのほうに移してございますし、事務的な職員は別な部署に配置しているということで、現在は職員が配置されていないという状況でございます。

○小泉光男委員 先ほど軽石委員から、訓練施設が不足している、だから例えば職業訓練を受けたい方が受けられる機会が少ないように聞こえましたけれども、私はそうではなくて、二戸あたりですと、学生がいつも少ない、少ない、来ないか、来ないかと常に募集をしているような気がするのですね。そういった意味で、今の職業施設の訓練は、具体的にどこどこにあって、何人ぐらい在籍しているのか教えてくださいませんか、わかっている範囲内で、直近の。在籍者、生徒数といいますか、人数で把握したいと思いますので、お願いします。

○猪久保労働課長 気仙地域ということでございますので、大船渡職業能力開発センターは被災してございましたので、当時 20 名の定員に対して 5 名の在籍でございました。それが移ってございますので、そこはありません。そのほかに民間のほうで気仙訓練協会、こちらのほうは細かく言うと在職者訓練、かなり数字は幅広くあるのですが、主な訓練につきましては年間約 400 名ぐらいの在籍者訓練をさせていただいたところでございますけれども、それから陸前高田、こちらのほうにつきましても、こちらは全く流失したということで、今訓練できていない状況でございます。こちらのほうは、在職者訓練で大工等の訓練が年間 5 名ないしというような状況でございます。

○小泉光男委員 二戸も含めて、ほかもお願いします。

○猪久保労働課長 二戸でございますけれども、二戸につきましては、自動車システム科で 20 名、それから建築科で 15 名という定員でございます。

〔「在籍者」と呼ぶ者あり〕

○猪久保労働課長 ちょっと、申しわけございません。

○小泉光男委員 わかなければ携帯電話で聞いてください、今何人だと。私の記憶では1けたの前のほうではないかと思しますので。とりあえず終わります。

○齋藤商工労働観光部長 申しわけございません。一覧表をつくって配付いたしますので。大変時間がかかって申しわけございません。

○熊谷泉委員長 小泉委員、よろしいですか。

○小泉光男委員 はい、結構です。

○工藤勝博委員 中小企業振興費の中で、中小企業東日本大震災復興貸付金についてお伺いいたしますけれども、それぞれ補助金もかなり出ていると思っておりますけれども、この貸付金は現在、補正前までに何社が利用なさっているのか。そしてまた、補正の41億5,000万円の金額で大体何社ぐらいを見込まれているか、お伺いしたいと思います。

○松川経営支援課総括課長 貸付金につきましては、何社ということではなくて、私どものほうで把握しておりましたのは、保証協会で保証を承諾した件数ということで押さえさせていただきます。1月末現在で2,425件ということで、金額的には491億7,300万円となっております。

○工藤勝博委員 ありがとうございます。先ほど言いましたけれども、補助金以外に、それぞれの企業の皆さんは足りない部分、貸付金を当てにしながら事業の再開をしたと思うのですが、こういうのを利用されているということを見ますと、かなり使い勝手がいいのかなという感じもします。中には、幾らそういう制度、予算を組んでも使い勝手が悪くて、結局最後には残ってしまうというのも中にはあるわけですが、この貸付金の今までの実績も含めて使い勝手がいいという部分、よその資金と違ってこれはこういう資金ですよということがわかれば教えていただきたいと思っております。

○松川経営支援課総括課長 この貸付金につきましては、6月の臨時会で補正で認めていただいたものでございまして、長期低利ということで、3年据え置きで15年、低利で1.7%から1.9%、15年の場合は1.9%ですけれども、固定金利ということで、それぞれ設備資金、それから運転資金に活用できるということで利用されていると考えております。

○斎藤信委員 私は、予算の労働費からやりたいのですけれども、131ページの雇用促進費、全体で50億円削減になって、その大きな内訳は、先ほどもありましたように緊急雇用創出事業費、市町村分で42億5,000万円余が削減と。これ予算は幾らで、どういう予算で42億円削減になったのか。それと、これは恐らく市町村が事業化できなかったということだと思いますが、その要因は何なのか示してください。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 まず、予算でございます。市町村の補助分につきましては、82億円程度が当初予算、それから4月、6月の予算でもって補正されてございます。そのうち今回42億円余りが減額補正ということでございます。

それから、減額の主な理由でございます。まず一つは、これは沿岸市町村を中心に減額が多い額でございます。発災当初、沿岸の各市町村においては、雇用を即創出しなければいけないということで、相当な金額をまず枠的に予算を要求して事業化を進めていたとい

うことでございます。その過程におきまして、特に昨年後半におきまして民間の雇用情勢がかなり改善してきたこともございまして、そういった意味では、当初ほど雇用ニーズが伸びなかったというようなことが大きな要因ではないのかなと思っております。

○**斉藤信委員** 82億円をせっかく予算化しながら、半分以上の42億円を使えなかったと。私は残念だと思いますね。沿岸の被災地の雇用情勢が変わっているわけではないわけだから。そういう意味でいけば、大変切実な実態があるわけなので、半分以上使えなかったという、やっぱり支援策を考えるべきですよ、県として。予算化したことはよかったけれども、半分以上を使えなかったというのは極めて残念な・・・

○**津軽石特命参事兼雇用対策課長** 122億円です。

○**斉藤信委員** さっき82億円ではなくて122億円。そうか、私が聞き間違っただの。もっと、122億円ね。

○**津軽石特命参事兼雇用対策課長** そうです。

○**斉藤信委員** 耳悪くなってきた。122億円で42億円。すると、80億円は使われたということですか。

○**津軽石特命参事兼雇用対策課長** そうです。

○**斉藤信委員** それによる雇用はどのぐらいですか。

○**津軽石特命参事兼雇用対策課長** 市町村分の雇用創出人数でございます。これは1月末でございますけれども、6,255人ということとなっております。

○**斉藤信委員** いずれにしても3分の1使い残したという、足りないよりはいいのだけでも、3分の1というのはかなり大きな額で、もっとこう市町村にどういった支援が必要なのか、よく考えてひとつ対応していただきたい。

次に、臨時職員緊急雇用事業費が2億425万円余削減になっていますが、これは県が採用すべき臨時職員ということになるのでしょうか。これはなぜこれだけの減額になったのでしょうか。どれだけ採用されて、減額になった理由は何でしょうか。

○**津軽石特命参事兼雇用対策課長** 臨時職員緊急雇用創出事業でございます。これは任用数が2月29日現在でございますけれども、延べ495名ということとなっております。これは当初、任用予定数が450名ということでしたので、人数的にはこれをクリアしております。減額の理由につきましては、任用期間あるいは事業の終了等によって減額されたものがあるというように聞いております。

○**斉藤信委員** これは、基本は6カ月雇用でしょうか。それとも、恐らく4月からの採用にはなっていないと思いますので、延べと実人員というのはどういうふうになりますか。

○**津軽石特命参事兼雇用対策課長** 任用期間でございます。これは当初は、一応6カ月ということで予定していたものでございますが、その後6月補正でことし3月分まで、年度いっぱいまで任用するということで予算化しているものでございます。ただ、事業によっては、事業そのもの、業務そのものがなくなったというものがございまして、そういったものについては業務が終われば終了ということになります。

○**斉藤信委員** 次に、災害緊急雇用事業推進費が 24 億円の減額になっているのですが、これは何でなのでしょう。

○**津軽石特命参事兼雇用対策課長** 災害緊急雇用の推進費でございます。これは、これは 4 月の補正と、あとそれから 12 月の補正も合わせて 24 億円ということになってございませうけれども、発災当初、県のほうで直接民間企業等に委託をして雇用創出しようということで、まだ発災当初でしたので具体的な事業がまだはっきりしない部分がございます、それをとにかくまず、いわば枠的にとっておいて、それを具体的な事業として各部が行っているというようなことで、それで今回 2 月補正に当たりまして、各部でやっている予算の中にそれを振り分けたということでございます。先ほど御質問がありました被災者の人材育成事業も、その 24 億円の一部として行っていたものでございます。以上でございます。

○**斉藤信委員** そうすると、各部では事業化されたと。こういうふうに見て、単純なマイナスではないということですね。わかりました。

次に、事業復興型雇用創出事業費補助が 8 億 7,500 万円削減になっていますね。これはやったばかりの事業ではないかと思うのだけれども、何でもこういうことになるのか。これは、どこまで実績として使われているのか示してください。

○**津軽石特命参事兼雇用対策課長** 事業復興型雇用創出事業の減額の理由でございます。これは 12 月補正に、当時まだ国の第 3 次補正の内容が十分明らかになっていない状態で、県のほうで先行して事業化したものでございます。当時私どものほうで持っている情報の中で、全体で 3 年間で 1 人頭 225 万円の単価で助成すると。それから、1 年目は 1 人単価 120 万円を助成するということがわかっておりまして、遡及適用等については一切まだわからなかったのですけれども、その時点で 1,250 名分を 1 年目の単価 120 万円に掛け合わせまして、総額 15 億円予算化したところでございます。

その後、国の制度がだんだんはっきりしてまいりまして、本県の扱いといたしますと、初年度 140 万円助成するというようにしておりましたが、その分の前金として 140 万円のうち 50 万円をとにかく前金でお支払いすると。今年度は 50 万円掛ける 1,250 人分の見込みでもって今回補正すると。その分の差が 8 億 7,500 万円ということの減額でございます。

それから、実績でございます。2 月 6 日からこの制度を全県下に対して、グループ補助対象企業に対してダイレクトメールをお出しして申請を促しているところでございますが、きのう現在で申請は 2 件。以上でございます。

○**斉藤信委員** 2 月 6 日からそういうのをやって、申請がたった 2 件と、これだけいい制度が。そして、予算化そのものは 12 月補正で頑張ったわけですよ、3 次補正と同時進行的に。何でもこれだけいい制度がこういう申請にとどまっているのか。これから急速に今年度分は伸びるのか。それで、今年度対象にしているのはグループ補助の企業ですよ。対象がはっきりしているわけですよ。これは何なのでしょう。対象企業数が幾らで、なぜこういうふうにとたった 2 件にとどまっているのか、改めて示してください。

○**津軽石特命参事兼雇用対策課長** 2 月 6 日以降、沿岸地区 4 カ所で説明会を開きまして、

直接ダイレクトメールをお出しした方々に説明会をしております。そういった中で電話等の照会は、きのう現在で93件、1日当たり大体5、6件程度来ているという状況でございます。電話等の話を聞くと、3月以降、新採用、いわゆる新規学卒者等を雇いたいだけでなくともというような御相談等もございまして、見込みとするとこれから徐々に伸びていくのではないかなと思います。以上です。

○**斉藤信委員** 対象企業数は。

○**津軽石特命参事兼雇用対策課長** 大変失礼いたしました。対象企業数はグループ補助の対象企業と同じでございますので、295社でございます。

○**斉藤信委員** 事業復興型の雇用創出事業費補助は、私は、かなり効果的な取り組みだと。できれば11月20日以前に遡及してほしいということを一般質問でも取り上げたが、年度末で大変忙しいのか、しかし、年度内から活用できる、頭金50万円ということですけども、これはプラスになるわけなので、いい制度は積極的な活用ができるまで、大いに取り組みをぜひ強めていただきたいと。

あと、その下の被災求職者等雇用・人材育成事業費で、先ほども質問ありましたけれども、この中身を見て15事業者で、私が説明を聞いたときには469人という数だったけれども、これが411人になったのはなぜなのか。この予算額で割りますと、1人当たり200万円弱なのです。月にすると30万円になるのですね。私は、これはかなりの支援策だと。ただ、ほとんどが派遣会社ですよ、やっているのは。10月からですから、3月まで目いっぱいやって6カ月です。これはどのぐらい実務研修の期間、条件、その他があるのか、ないのか。そして、一応は採用される形ですけども、恐らくこれは半年もないわけだから、問題はこういう実務研修が、研修先で雇用されるということが一番求められるというか、期待されるわけですね。この成果が出るのは新年度ということになるのか。今の段階で、既に新たな雇用、定着が決まっているということをごだけ把握されているか、ちょっと示してください。

○**津軽石特命参事兼雇用対策課長** まず、当初計画していた462人から411人に減った理由ということでございます。この事業は、昨年10月から委託を始めている事業でございます。15社の就職支援会社等の事業計画によると、当初の採用予定は462名でございました。それが実際に募集活動をして、十分に人が集まらない、あるいは途中で自己都合等でおやめになった、そういった方を含めて1月末の段階で411名に減ってきているということでございます。

それから、6カ月間の実習期間の中での研修の内容ということでございます。研修の内容につきましては、研修期間等については、基金の性格上、特に限定はございませんが、基金の要領等によると、全体事業費のうち一定金額以上を、たしか5分の3以上だったと思いますけれども、研修、いわゆる座学研修に振り向けることというような規定がございまして、そういった事業計画によって研修をしていただくというようなことになっているものと考えております。

それから、継続雇用の有無ということでございます。現時点では、まだこのうちどれくらいが継続雇用になるかという確定した数字は把握してございませんが、これまで同様の事業を行った中では、おおむね6割以上の方が継続雇用となっているということとなっております。以上でございます。

○**斉藤信委員** これは新規ですよ。だから、これまでの実績で6割というのはどういうことなのか。中身を見て、例えば総合広告社、47人、企業復興情報の情報発信を通じた人材育成とか、あとフォークリフトからホームヘルパー2級まで一つの派遣会社がやるとか、中身を見るとえらい大胆なのです。例えばこういう派遣会社に採用された場合の給料、先ほど5分の3は座学と言いましたが、この事業費の何割が人件費に充てられるのか。それは全く派遣会社のあれなのか。そのことを示してください。

○**津軽石特命参事兼雇用対策課長** まず、6割というお話でございます。これは、この事業ではなくて、今年度当初に実施しておりました、いわゆる若年者を対象にした同様な事業がございました。これは、学校を卒業したのだけれども、就職が決まっていなかったというような方をスキルアップをして、訓練を実施していただいて継続雇用につなげるというような事業でございました。この事業でもって見ますと、大体6割の方が何らかの形で継続雇用しているということでございます。今回の場合は一般の方でございますので、恐らくもうちょっと率が高くなるのかなというような認識を持っているところでございます。

それから、先ほどの答弁でちょっと言葉足らずでございました。座学研修の割合、5分の3と申し上げましたが、まず全体事業費のうちの半分以上は人件費として使ってください。当該失業者の人件費としてまず半分使ってください。残りの半分のうちの5分の3以上を研修費として使ってほしいというようなことございまして、そういった意味では全体の事業費のうち、少なくとも半分以上は失業者の方の人件費に回されるというような形となっております。あとそれから、個々の人件費の給与の額につきましては、それぞれの企業の給与規定に基づくものとなっております。

○**斉藤信委員** 恐らく3月までの一つの事業なので、これは効果をよく検証して、それなりの事業費ですから、これは、本当に効果的なのか。派遣会社有用の事業なのか、私は微妙なところがあると思いますよ。本当にこれがきちんと安定した雇用に結びつけばいいと思うけれども、そこをよく検証してやっていただきたいというふうに思います。

次に、職業訓練校費にかかわって、今年度の就職実績を、産技短とか主なところの就職率を示してくれませんか。

○**猪久保労働課長** 平成23年度におきます職業訓練校での就職内定状況でございますが、1月31日現在、23年度修了予定者の内定率でございますが、93.6%、対前年同月比では4.3%の上昇でございます。県内就職内定率に関しては、全体で60.9%となっております。対前年度11.5%の減という状況であります。

○**斉藤信委員** 今のは全部、産業技術短大も高等技術専門校なども含めてと。では、深追いしないで終わります。

次に、商工費についてお聞きします。先ほどもこれ取り上げましたが、三陸復興・海洋エネルギー導入調査事業費、これは1億4,000万円。恐らくこれは委託料の1億3,300万円余に対応するのではないのかと思いますが、どこに、どういう形で調査事業費をやるのか。2月補正ですから、これはほとんど繰り越していくことになるのでしょうか。契約は年度内に済むということなのか。相手はどこなのか。そこをちょっと示してください。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 海洋エネルギー導入調査ですが、実際の運営につきましては、全額、平成24年度に繰り越して調査させていただきたいと思っております。繰越明許費のほうに掲載させていただいております。

それから、事業の形ではありますが、海洋コンサルあるいは大学等々のさまざまな調査、あるいは箇所があるので、1カ所に、例えば企業だとか、そういった委託ではなくて、できれば複合体で、チームを組んでもらって委託という方向で、今検討しております。そういう状況でございます。

○斉藤信委員 では、ここの委託料とは関係しないのですね、そうすると。するのですか、しないのですか。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 含まれています。

○斉藤信委員 いずれ全額繰り越しだというので、これ以上聞いても何ともなりません。

次に、中小企業東日本大震災復興資金貸付金、先ほども質問がありました。49億5,000万円と。それで、融資枠全体が580億円ということになると思いますが、これは、使われているのは結構ですけども、一方で、上のほうで中小企業経営安定資金貸付金が43億円減額なのです。そうすると、恐らく経営安定資金よりも使い勝手がいいというので、こっちに移動したと。一方で、中小企業経営安定資金は、大体同額規模、これは減額補正ということになって、実際の利用実績は余り変わらないのではないかと思います。全体の融資残高というのはどのくらいふえているのかわかりますか。

○松川経営支援課総括課長 先ほど工藤委員のお答えの際に、利率についての修正をさせていただきました。10年までが1.5%、それから15年までが1.7%という低利になっております。ただいまの質問の経営安定資金でございますけれども、先ほどと同様に信用保証協会での保証実績でございますけれども、経営安定資金の場合は719件で110億円ということで、利用状況はあまり伸びていないということです。これは、経営安定資金のほうの利率が2.1%から2.5%ということで、利率がちょっと高いということもあつてかと思えます。こういったこともございまして、東日本大震災の復興資金の活用を図るということです。実績については、先ほどの件数で一応押さえているということで、ご理解願いたいと思えます。

○斉藤信委員 私が聞きたかったのは、経営安定資金も含めて、総額としては融資残額はどのくらいふえているのかとこういうことを聞きたかったわけです。予算上から見ると、減額とプラスはほとんど変わらないわけ、私が言いたいのは、だから、融資残額としては、これだけの被災を受けた中で、2割ふえているのか、3割ふえているのか、それとも同程

度なのかということを知りたかったのです。

○松川経営支援課総括課長 全体の額については、12月時点のものでお答えしたいと思います。前年との比較で52%ほどふえております。

○斉藤信委員 52%ふえているということですね。そうすると、減額ほどではなく、融資は進んでいるということで理解していいわけですね。融資残高としてね。

次に、中小企業被災資産修繕費補助、これが1億9,415万円減額になっています。そして、これは繰越明許費で4億1,600万円が繰り越しということですが、修繕費補助は直近でどこまで利用実績があるのか。減額した理由、そして繰り越した理由、それぞれ示していただきたい。

○松川経営支援課総括課長 2月24日現在でとらえた数字でございますけれども、修繕費補助の件数が438件になっております。減額した理由でございますけれども、12月補正で一度増額したわけでございますけれども、申請されていた企業の中でグループ補助金を活用された企業がございまして、その分が当初512件と見込んでおったのですが、グループ補助金を使われている方が70件ほどあったということで、その分件数が減ったということでございます。

それから、繰り越しにつきましては、修繕が年度内に終わらないということで、どうしても繰り越さざるを得ないという状況がございますので、そのことについて繰越明許で措置したものでございます。

○斉藤信委員 438件、これは補助額まで示してください。そして、私は、1億9,400万円減額するのだったら、内陸の被災した事業者も対象にすべきだったのではないかと。内陸の事業者、そんな多くないのです。同じ大震災の被災ですから、これは前々から指摘してきましたが、そういう対応もあったのではないですか。

○松川経営支援課総括課長 金額の関係は、県、市町村を合わせてでございますけれども、15億6,500万円となっております。それから、内陸の企業も対象にというお話でございますけれども、そもそもこの事業の創設の考え方が沿岸の甚大な被害を受けた市町村で事業をやっているところの修繕を早急にしなければならぬ、立ち上がって経済の活動、あるいは雇用を確立するために再開しなければならぬということでの創設の考え方がございまして、沿岸の地域の経済のためにこの事業が行われたと考えております。

○熊谷泉委員長 斉藤委員に申し上げます。御発言が長時間に及んでおりますので、他の委員の発言の機会を確保するためにも、この際まとめて、かつ簡潔にお願いいたします。

○斉藤信委員 わかりました。30分で長時間というのも国語的に感じますものね。

今のやつで言うと、1億9,400万円の減額ということは、市町村補助と合わせると約4億円ということになるのですよね。だから、私はもっと活用できたのではないかと。大歓迎された制度なのです。岩手県がいち早く、事業者への独自支援を打ち出したと全国的にも注目された制度で、私はそういう意味でいけば、最後減額というのではなくて、最大限活用し切るという手立てが必要だったのではないかと、これは指摘にとどめて、今後を生

かしていただきたい。いいものは最大限活用すると。

それと、岩手産業復興機構支援事業費、これは二重ローン対策ですね。2億5,000万円減額になったのは何でなのでしょう。

そして、私は一般質問でも取り上げたけれども、本当に相談件数も少ない、買い取り件数も少ない。これから東日本大震災の支援機構ですか、これもつくられるのですけれども、抜本的な改善を図らないと、せっかくの二重ローン解消というものも生かされないのではないかと。最近の相談件数なんか見ていると、ほとんどないです。どんどん使われるのではなくて、だんだんなくなっているのです。この事態をどういうふうに受けとめているのか。

まとめて言いますが、中小企業被災資産復旧事業費補助、これは新規で、全壊、流失についても今回1,800万円、今年度からやろうと。これは、私、高く評価をしたい。ただ、これから予算が決まって、やると。これは今年度分ですよ。来年度は来年度で事業化している。今年度分も本当に活用できるような取り組みをぜひやっていただきたい。これは遡及して適用しようというわけですから、そういう点、市町村と共同歩調でやっているかどうか。市町村も、恐らく今開催されている議会で、事業化して一緒にやるということになると思うのですが、その取り組み状況がどうなのか。

それと、165 ページにいきまして、被災工場再建支援事業費補助が2億2,000万円の減額、企業立地促進資金が13億円の減額になりましたが、これは企業立地が思うように進まなかったのかどうなのか。その実態を含めて示していただきたい。

○松川経営支援課総括課長 最初に、復興機構の減額の理由でございますけれども、支援事業費の減額の理由でございますけれども、年度内の執行の見込みが当初予定していたものではなかったということでの減額でございます。これは買い取りに必要なキャピタルコールといいますか、必要な額をそれぞれ求めに応じて、金融機関、県も含めて、機構のほうに集めるという格好でございますので、実際に買い取りの額が決まるということで減額するというものでございます。

買い取りの件数でございますけれども、現在2件が買い取りということでございますけれども、今後約30件ほどの買い取り、あるいはリスケジュールという条件変更による返済の猶予をするというようなことが見込まれています。

それから、利用状況でございますけれども、沿岸の地域に行って説明会を開催するなどいたしまして、事業者の利用の促進を図っておりますし、それから現地での相談の窓口になっております商工団体でもそういった対応で相談に応じているという現状です。

それから、復旧費補助の関係でございますけれども、現在市町村のほうでございますけれども、2月補正で、2市で既に予算化しております。それから、当初では6市町村で措置する予定と聞いております。それから、2市町村では6月補正ということでございますけれども、おおむね県と同時期に事業が開始できるかと思えます。2月補正で措置した分が1,800万円ということで、予定されているのが2市でございますけれども、さらに県では債務負担行為をとっておりますし、さらにふえた場合にも対応できるように、交付決定

ができるように対応しております。

○保企業立地推進課総括課長 まず、被災工場再建支援事業費補助でございますが、今回の2億2,000万円の減額は、これは全額減額でございます。この間、補助の要件を満たすものとしたしまして、3件認定してございましたけれども、それぞれグループ補助等の活用と、ほかの有利な制度等を活用したということで、実際の利用には至らなかったという状況でございます、現在1件相談があるという状況でございます。

それから、企業立地促進資金貸付金でございます。現計予算額は40億円ほどございますけれども、そのうちおよそ半分が過年度分の貸し付け分でございます、今回の減額補正は新規貸し付け分として用意しておりました20億円、こちらにかかる分の利用実績の確定によるものがございます。実際の利用は7件ございまして、震災の影響というのも若干あったものと考えておりますけれども、このような確定での減額ということでありまして、以上です。

○斉藤信委員 これで最後にさせていただきたいと思っております。1,800万円の新規の復旧事業費補助ですけれども、今答弁を聞いたら2市だと、今年度の3月議会対応は。ちょっともったいないなど。やっぱりいいものはよく、市町村にも連携しているのだと思うけれども、今年度からやったほうが事業者にもプラスになるし、これは歓迎しているのです、みんな。何で2市だけにとどまるのか。そういう点での取り組み方はどうなのだろうかと思っております。市町村がやればやるほど事業者は助かることなのですから、なぜ2市だけに今の段階でとどまっているのか。これは広がる可能性はないのか。

それと、二重ローンの問題で、これからが本番だと思っただけけれども、これは部長とも本会議でやりとりをしました。こういうことになっているのです。例えば復興相談センターの運営状況の資料をいただいたら、1月10日、大船渡地区、相談者1名。2月20日、大船渡地区、相談者1名。12月20日、相談者2名、これは宮古地区ですね。12月13日、宮古地区、相談者3名。12月7日、大船渡地区、相談者2名と。当初はまだ多かったですよ。最初の説明会なんかはもちろん20名とかいたのだけれども、本来ならだんだん、だんだん浸透しなくてはならないのに、もう相手にしていないと、残念ながら。やっぱりこの問題、せっかくの今度の大震災でつくられた画期的な新しい制度ですよ、制度としては。しかし、それが十分、相談されればいろんな形で業者が助けられる、債権の買い取りはもちろんですけれども、リスケも含め、いろいろな形で資金計画だとか事業計画を立てられるのだと、メリットあるのだと思うけれども、それが十分使われていない問題は何なのかということ、きっちり県としても把握、検証して対応することが必要ではないかと。

私たち議会で宮古の商工会議所に行って調査したときに、最初の説明はこうだったと、3年間黒字で震災になって赤字になった企業が対象なのだという説明があったのだと、その後それは訂正されたという話がありました。私はその経過もしっかり検証しなければだめだと思うけれども、最初そういう考え方で対応されたら、ほとんど対象にならないということになってしまう。私は、それも活用されない一因ではないかと思うけれども、そう

いうことを含めて、あとは相談体制も本当にどうなのか含めて、使える制度に抜本的に改善を図るべきではないのかと思いますが、これは部長にお聞きをして、私の質問は終わります。

○齋藤商工労働観光部長 最近の事業実績、私どももそういうことかどうか検証してみたいなと思います。それで、我々もこれはかなり、県知事が真っ先に5月13日に国に対して要望して、二重ローン、これは他県に先駆けてつくった肝いりの制度でございます。思いは皆さんと同じでございます、ぜひ皆さんに使っていただきたいということで一生懸命整備してまいりました。今いろいろ御指摘がありましたけれども、いただいて、それからしっかり検証して、ぜひ使われるように改善してまいりたいと思います。

○松川経営支援課総括課長 復旧費補助でございますが、2月補正で措置しております。市町村のほうは既に二つの市で可決済みと聞いております。利用の状況でございますけれども、各市町村にそれぞれ、県でも2月補正で措置するというで一応お伝えしたわけですけれども、いろいろ体制の関係もございまして、当初からということが多かったということでございます。いずれ先ほどの2市におきましても受け付けを開始しますので、ふえた場合には、先ほど申し上げたような対応をしてまいります。

○阿部雇用対策・労働室長 先ほど小泉委員から御質問がありました岩手県立の職業能力開発施設の定員と在籍状況について申し上げます。

○熊谷泉委員長 配っていただければよろしいです。

○阿部雇用対策・労働室長 お配りいたしますので、ごらんいただきますと、定員と在籍状況が対比して書いてございますので、ご参照いただきたいと思います。

〔資料配付〕

○小西和子委員 131 ページの生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業費というところ、この1点のみ質問させていただきます。これは、当初予算額はどのぐらいだったのでしょうか。それから、事業内容を具体的に示していただきたいと思っておりますし、雇用創出人数は何人だったのでしょうか。

○津軽石特命参事兼雇用対策課長 まず、これは12月補正で措置させていただいたものでございます。12月補正の時点では、1億円ということでやらせていただいております。

それから、事業内容ということでございます。これは国の3次補正に伴って、新たに創設された基金事業でございます。被災地では女性、高齢者、あるいは障がい者等の雇用の場が少ないということで、主に小規模事業者あるいはNPO等がそういった方々を雇ってやる事業。あるいは伝統産業的な事業、世代継承ということでもありますけれども、そういった事業をやる場合に、これまでの基金等と同じように、人件費を含めて委託料としてお出しするというような仕組みの事業ということになってございます。

それから、雇用創出数でございますけれども、3年間で1,500人程度を予定しているところでございます。以上でございます。

○小西和子委員 女性の雇用が大変限られているというような情報がそちこちから入っ

てきておりますし、ひとり親家庭、母子家庭の大変さというのも、また一段と際立っております。それから、震災で配偶者を亡くした主婦の方も大勢いらっしゃいます。そして、内陸のほうに職を求めて移転していらっしゃるというような報道もございますので、ぜひ新年度にも15億円ほどですか、計上されておりますが、女性、高齢者、障がい者の皆さんの力になるような、そのような事業にしていきたい、強化していきたいと思えます。部長、あったら一言。

○齋藤商工労働観光部長 おっしゃるとおりだと思います。我々もできるだけいろんな制度の整備をしまいいりました。今御案内のあった女性、高齢者、それから障がい者、これは来年も基金事業でその趣旨にかなうものを予算計上してございますので、できるだけ我々も細かいところまで目が行き届くように対応してまいりたいと思えます。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○佐々木博委員 震災関連でさまざまな補助金制度とか融資の制度をつくっていただいて、何といたっても復興するためには資金の確保が一番大切ですから、大変ありがたいなというふうに思っているわけですが、先ほど齋藤委員に対する答弁の中で、融資残高がふえているという答弁がありました。県がつくっている制度融資、基本的には金融機関に資金を預託して、それでその何倍か融資するわけですが、当然それが使われれば融資の金額、残高がふえてくると思いますが、要するにそれを除外した真水の部分の県内の金融機関の融資残高の伸びというものがどの程度になっておられるのか、把握しておられるのであれば伺いたいと思えます。

○松川経営支援課総括課長 融資の状況につきまして、状況の増減等については把握しておりません。

○佐々木博委員 管轄が国の金融庁の管轄ですからね。ただ、そうはいっても今この緊急時ですから、県内の、特に地元金融機関の融資状況がどうなっているかということは、ぜひとも把握していただきたいというふうに思っております。というのは、公的な政府系

の金融機関というのは長期の融資はしますけれども、短期はやらないわけだ、基本的に。なぜかといえば、民業圧迫だということで短期の融資はやらないわけだ。それは民間の金融機関にすなわちすべてかかっているわけです。そこの資金がうまく回っているかどうかというのが実は今大変大きな問題だと思っているのです。実際にかなり苦労されているのです。何しろ被災者は担保も何もありませんから、ですからそういった状況の中ですから、県内の地元金融機関の真水の部分の制度の融資にかかわらない部分、その融資がどうなっているか、ぜひとも調査をしていただいて、それで状況によっては、やはりそれなりの行政的な対応も必要になってくるのではないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○工藤勝博委員 2点お伺ひしますけれども、一つは再生可能エネルギーに相当な予算をつぎ込んで、これから始まるわけですが、それに関して、事業者の誘致の取り組みというのをお聞きしたいなと思います。特に風力、あとは木質バイオマスの関連、やります、やりますと言ひながらも、その事業者が果たしてあるのか、ないのかということが大きな課題になるだろうと思います。その辺に関して、現時点の事業者の誘致ということで、どのように考えているのかお伺ひします。

○保企業立地推進課総括課長 再生可能エネルギーに関連する発電事業者ということだと思いますけれども、そちらの誘致ということでございますが、基本的には環境生活部のほうで、例えば太陽光の発電、メガソーラーと言われておりますけれども、その適地を広くPRして、事業者にぜひ岩手にとりような取り組みも今始まっているというふうに承知しておりますが、私どもにもさまざまな企業からの相談等も来ております。そういう案件に関しましては、ぜひ岩手にとりようなことで、私どもとしてもその条件なり、あるいは環境生活部との連携、それから今後再生可能エネルギーにつきましては全量買い取りという制度も始まる予定でございまして、そちらの買い取りの値段が一体どうなのかということによりまして、事業者の事業計画というものが決まってくるというような状況でございまして、私どもとしてもそちらを注視しながら、今ある案件等も含めまして、できれば岩手でとりようなことで活動していきたいと思っています。

○工藤勝博委員 実際、八幡平でも、木質のバイオマス発電を計画しているわけですが、木質のほうは農林水産部のほう、あとは再生エネルギーの全体的な枠は環境生活部のほう、そして企業誘致の場合は商工労働観光部のほうということで、結局三つにまたがっているとお大変事業者にとりても面倒なんだろうなという思いをしております。その辺をもう一つまとめる工夫というのがあればいいのかなという思いがしておりますけれども、どうでしょうか。

○保企業立地推進課総括課長 木質バイオマスなり、再生可能エネルギー全体のフレームということに関しては、どうしてもそれぞれ部署が決まってござるを得ないという面はございまして、私どもとすれば、できれば企業に対してはワンストップでということ、直接の関連部署に行く場合もあるかもしれませんが、私どものほうとすれば、ぜひ私

どもを一括の窓口にしてくださいということで対応しておりますので、当面そういった形で私たちもしっかりフォローしながらやりたいと思っています。

○佐々木科学・ものづくり振興課総括課長 委員御指摘の全庁的な横断的な組織であります。環境生活部のほうで地球温暖化の県全庁の本部というものを立ち上げておまして、その部分で太陽光、バイオマス等々、自然エネルギーの総括をするというふうに、今動き出したという状況でございます。当課もそのメンバーに入っておりまして、商工関係課等々、全庁での取り組みを行うという状況になっています。

○工藤勝博委員 中途半端な再生可能エネルギーの発電では、当然コスト的にもそぐわないと思うので、ある程度そういうスケールのある事業者を商工のほうでも誘致するという形で進めないと、なかなか大きな需要にはいかないなというふうに思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

もう一つ、八幡平の駐車場の問題ですけれども、報道にもありましたけれども、自然公園財団がことしから駐車料金を値上げするということが報道されましたけれども、いろんな各方面からの声があって、平成24年度は従来そのままということですが、従来そのままと言いつつも、車1台、乗用車で410円、バスにすると1,600円の駐車料かかるわけです。レストハウスを利用するにしても駐車場を利用しなるとなかなか面倒です。私も何回か行っていますけれども、駐車料を払いたくなければ下のほうの無料の駐車場に置いてきなさいと、300メートルぐらい歩かなければならない。大変不便な話。なぜそこで駐車料金が発生したのか。当初アスピーテラインが開通したときは、開通の後は幾らか通行料はあったのですが、間もなく通行料も無料になったと。そういう中でレストハウスの利用者もふえて、一時は年間2億円とか相当な利用価値があったのです。ところが、今駐車場が有料化になってからは全体の利用客も少なくなって、そういう中でさらにまた値上げするということになれば、ますますせつかくのすばらしい自然が台無しになるなという思いもしております。管理している自然公園財団のほうで、いろいろな経緯はあるだろうと思いますが、あそこは例えば県のほうで管理して地元へ委託するとかという方法のほうではあるかにいいような感じがするのですが、その辺に向けての県としての今後の方向をお示ししてもらいたいと思います。できれば震災復興にあわせて、10年ぐらいでもいいですから、24年度から無料ということがあれば、観光にもかなり結びつくなという思いもしておりますので、その辺の考慮をお願いしたいと思います。

○戸館観光課総括課長 話のありました八幡平山頂の駐車場のことでありますが、この管理は、委員お話しのとおり、財団法人自然公園財団八幡平支部、これ所管は自然保護課のほうで所管していますけれども、この財団に委託して管理をしているという施設であります。この駐車場の売り上げを登山道等ですとか、それからトイレの維持管理の費用に充てるということで有料となってきたものであります。施設利用者の利便性という意味からは、おっしゃるとおり無料化が望ましいわけではありますが、一方ではそういった維持管理費用というものが発生しているということでありまして、この辺無料化について

は、自然保護課所管でありますので、そちらと少し協議をして検討を進めてまいりたいと思います。

○熊谷泉委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、商工労働観光部のこの際を続行いたします。

○斉藤信委員 では、簡潔に、2点だけです。一つは、仮設店舗、仮設工場の状況を詳しくお聞きをします。エントリー、申請数が幾らで、完成したところ、あと今建設中のところ、そして事業が決定したところ、どういう状況になっているのか、今後の見通しを含めてお聞きします。

もう一つは、日の丸半導体が民事再生という動きで、私心配しているのは岩手県内の半導体、岩手の自動車と半導体というのは、車の両輪と言うぐらい重要な産業だと思いますが、どういう状況になっているのか。東芝については、850人が今四日市に配転でしょうか、150人は関連企業に出向と、こういう話を聞いていますが、新工場建設の話は立ち消えになったのか、今の状況をどういうふうに把握されているのかお聞きします。

あわせて、景気のいい自動車、関東自動車のことは一般質問でも聞きましたが、関東自動車の今の正社員、期間工、派遣、正確な数を示していただきたい。景気のいいときほど新規の正社員を採用すべきだし、900人と言われる期間工からの大幅な正社員化を進めるべきではないかと思いますが、自動車関連を含めて、こちらのほうもどのぐらい正社員の採用がふえているか、把握していれば示していただきたい。

○松川経営支援課総括課長 まず、仮設店舗、工場の状況でございます。2月21日現在の数字でございますけれども、エントリー数については329、それから事業開始、市町村との基本協定を締結したのですが、194、そのうち完成したものが118、現在着工中のものが31ということです。着工から大体2カ月くらいで完成していると、標準的には完成するという状況です。着工しているものは、多分年度内には大体はできるかと思えますけれども、なおまだエントリーしているものがございますので、来年度にかけても引き続き事業を行っていくということでございます。

○保企業立地推進課総括課長 まず、エルピーダメモリの経営破綻に関連しての県内の半導体関係ということでございますが、県内にもさまざまな半導体関連の企業ございますけれども、直接大きな取り引きをしているというような状況はございませんので、県内企業への影響はさほどないと考えております。

それから、東芝の関連でございますけれども、もともとエルピーダメモリがつくっている半導体の製品と、東芝が主力にしておりますメモリの製品とは全く性質が異なるということでございます。したがって、むしろ新聞報道等では、東芝がエルピーダを救ったらいいのではないかとみたいな、そういう観測もあるというようなことで、東芝には直接的

に影響はないものと考えております。したがって、岩手への新工場につきましても、直接的には変化はないと思っております、いずれ実現できるものという期待のもと活動を続けていきたいと思っております。

それから、関東自動車工業の状況でございますが、一般質問でも答弁申し上げましたとおり、2月1日現在で全体が2,700人でございます。正規の社員がおおよそ1,650人、期間社員が900人、派遣社員が150人ということでございます。会社自身も、できれば岩手のしっかりした人で生産したいという気持ちは持っています。私どもも、答弁でも申し上げましたとおり、機会あるごとに正社員化をしてくださいという話はしております。今後もそういった形で要請してまいりたいと思っております。

それから、新規学卒の採用ということに関連してのお話でございましたが、関東自動車工業の岩手工場におきましては、平成23年度の入社の実績で33人と伺ってございまして、平成22年度が19人であったので、伸びているという状況でございます。申しわけありません、自動車関連の企業全体でということではございましたが、その他の数字は手持ちがありませんので御了承願いたいと思っております。以上です。

○**齊藤信委員** 仮設店舗、工場については、エントリー数もかなりふえてきているというふうに思いますが、着工中を含めても156ですか、そうするとエントリー数の半分弱という。1年が経過して、ここまで来たということは評価しますが、しかしやっぱり希望から見れば、まだまだ半分が未着工という。今後の事業決定の見通しはどうなっているのか、来年度は加速されるのか、失速するのか。あとは、既に出店した仮設店舗などの動向をどういうふうに把握しているかお聞きします。

東芝については、私ちょっとリアルにお話をしましたが、四日市に850人、これは3年ということで配転をされているし、関連に150人と。そうすると、北上に何人残っているのだと。当初は、第2工場をつくるために四日市に送って、戻ってくるという話もあったのだけれども、もう戻ってこれないのではないかと、地元は。そういう不安も結構広がっているのです。東芝の動向を県としてはどういうふうに把握しているのか、状況をお聞きしているのか、改めてちょっとお聞きをしたい。

○**松川経営支援課総括課長** 仮設店舗は、やはり被災状況が甚大だったところは件数が多くなっております。大船渡とか陸前高田とか、そういうところではございますので、そういったところがどうしても着工がおくれているということになっております。いずれ着実に事業は進んでおりますし、先ほど申し上げたとおり、着工して2カ月程度で基本的には完成しているようではございますので、こういった事業調整、周辺の事業を調整しながら進めていかれるのかなと思っております。

それから、今後の見通しということでございますけれども、エントリー数が多いのは先ほど申し上げたような地域でございまして、県北のほうについては、大体もう箇所数は完成したというふうに聞いておりますので、引き続き南部の被災が大きかったところの地域の事業の開始について進めていくということを考えております。

○保企業立地推進課総括課長 北上市にございます岩手東芝エレクトロニクス株式会社の状況ということでございますが、委員からお話があったとおり、四日市と国内の事業所に、そちらのほうに応援に行っていると、あるいは研修に行っているということで、地元に残っておりますのは、およそ700人程度と聞いております。確かに昨年来の円高、あるいはヨーロッパの景気が非常に悪いということで、岩手東芝でつくっております製品自体も受注が少ないという状況ではございますけれども、今後、春以降、好転するかもしれないというようなこともありまして、今そういったことで何とか頑張っている状況でございます。

○斉藤信委員 最後、これで終わりますが、NECとかパナソニックとか電機関係が本当に1万を超えるような大規模なリストラ計画が次々に出ているのですね。岩手にも関連企業があるのでございますけれども、電機関係のリストラの動きというものはあるでしょうか、ないでしょうか。

○保企業立地推進課総括課長 NECあるいはTDK等、県内にも関連の事業所はございますが、今のところ県内でそういった動きがあるということは情報としてはありません。

○福井せいじ委員 何点か聞きます。まず、DCに関してお伺いしたいと思います。まず一つ、平泉をDCの大きな核としてとらえるような傾向があるのですが、ある意味、今観光客の流れというのが平泉の壁を越えられるかと、県内に回遊させられるかどうかがある意味では一つの大きな成否になるのではないかと私は考えます。そういう意味で、平泉の壁を乗り越えて、被災沿岸、そして県央、県北にいかにお客さんを誘客していくかという方策についてちょっとお聞きしたいのですけれども、先日私もDCのパンフレットをもらいまして見せていただいたのですけれども、回遊促進の切り口でのガイドブックの作り方にはなっていないのではないかなというような気がするのですね。もちろんJR主体のJRのキャンペーンですから、JRを使っていかに県内を回るか、そういった観点でもう一度始まる前にそういったお客さんに対するPRが必要ではないかということを考えますが、戸館総括課長はどうお考え、何か考えがあればお聞かせください。

○戸館観光課総括課長 平泉が今相当な集客力を持ってお客様を呼んでいるということがありますので、まずそういったお客様が平泉との組み合わせでどういう観光地を選んでくださるか、こういうところがありますので、私どもとしては、各地域においてさまざまなイベントもこのDCの期間中に予定されておりますけれども、こういった魅力のある観光資源というものを打ち出して、そしてお客様に選んでいただけるような、そういう取り組みを各地で鋭意進めていただきたいということでこれまでもやっておりますし、DCの期間中もそういうような取り組みをしていきたいと思っております。

もう一つは、では県内ほかの地域に行きたいとなった場合にどういう手段で行けばいいのか、いわゆる足の確保ということですが、こちらガイドブックのほうに記載しておりますので、委員ごらんになったと思いますけれども、平泉と盛岡をつなぐバス路線ですとか、それから平泉から八幡平、安比を回るバス路線ですとか、それから復興支援ツ

アーということで、沿岸のほうに回っていただくような、そういうバス路線もこの期間運行することになっておりますので、そういったものを活用して県内全域に回遊を図っていききたいと考えております。

○**福井せいじ委員** バスの件もお聞きしました。非常にたくさんの企画バスが出ています。例えば浄土ヶ浜、龍泉洞、それから平泉、八幡平、平泉と三陸復興応援、平泉と盛岡、平泉と花巻と、たくさん出ているのですけれども、これを設定した以上は、何とか利用促進をしてほしいのです。ここでこういった企画が成功すると、今後の観光振興に大きな弾みとなるのですけれども、これをぜひ今回満員になるくらいのお客さんを乗せたいとは思っているのですけれども、それに対してどういったPRをしていくのかももう一度お聞かせいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○**戸館観光課総括課長** 私も全く同じ思いでやっておりますが、バスを使っただけいかどうかというのは、基本的には各地域において魅力的な観光資源を提供できるかどうか、というところにかかっておりますので、あとオープニングまで1カ月ということになりましたが、今までにも増して取り組みについて積極的に働きかけていきたいと思っております。特に、先ほど申し上げた復興支援ツアーなどに関しては、目玉は被災地における語り部さんの震災体験の伝承ということでありますので、その辺をいらしやるお客様にもしっかりとお伝えをして、沿岸部のほうに誘客していきたいと考えています。

○**福井せいじ委員** このバスの利用についてですけれども、このPRというのは、事前にPRする機会はあるのでしょうか。お客さんが例えば岩手県に来る前に事前に知って、これを使おうと思えるようなPRというのはおやりになるのでしょうか。

○**戸館観光課総括課長** 今ございますガイドブック、これ首都圏に相当数配架をいたしますので、それを見ていただいてお申し込みいただくということが一つありますし、この復興支援ツアーを旅行商品の中に組み込んでおりますので、各旅行会社を通じてPRをさせていただいて、お申し込みをいただくと、こういうことでございます。

○**福井せいじ委員** ありがとうございます。ぜひ満員になるくらい毎日やっていただきたいと思っておりますし、私もPRしていきたいなと思っております。

次に、食の追求についてお聞きしたいのですけれども、実は復興支援ということで、寿司組合が雅寿司というのを展開したのですね。三陸の食材を使って、おすしを各寿司組合加盟店で出すという、そういう三陸の食材を使った食の訴えが非常に少ないのではないかと思います。ガイドブックはもう刷り直しをするわけにはいかないもので、そうであるとしたら、これからまだ間に合うとすれば、各料飲組合とか環境衛生同業組合等に働きかけをして、三陸の食材を使ったメニュー提案、メニュー開発をして、ぜひともそれを観光客に推進していただくような仕掛けづくり、それからそういった推進はできないものかお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○**戸館観光課総括課長** ガイドブックでの食の追求というあたりが不足ではないかという御指摘も含めてのお話でございますが、このガイドブックは全県版のもので、基本的に

は首都圏のほうに配架をして、こちらに来ていただくための全県版のガイドブックと、各エリアの入っていったときに、各地域の素材を詳細に紹介をする県内4つのエリア別のガイドブック等々ありますので、来ていただいたお客様にはそういった形で私どもとしてもPRしていきたいと、こう思っております。

今御指摘のありました関係団体等との連携につきましては、検討していきたいと思えます。まだ1カ月ございますので、検討させていただきたいと思えます。

**○福井せいじ委員** 商品開発等、まだまだ実は関係団体に浸透していない部分もあるので。例えば地場産品を店の前に並べてコーナーをつくるとか、そういった形でぜひとも地場産品、それから食のPRをする仕掛けづくり、仕組みづくりをこれからも推進していただきたいと思っております。これは要望で終わります。

次に、東北観光博の件でお聞きしたいと思えますが、ようやく概要が見えてきて、ホームページも立ち上がっているようでありますが、私は1点お話を聞きたいのですけれども、実施する取り組み例、これの中に、将来にわたり活用可能なIT環境の構築という一項があるのですが、これの具体的な取り組みについて教えてください。

**○戸館観光課総括課長** 今回、東北観光博を実施するに当たって、ガイドブックは当然、冊子のものはつくるわけでありましてけれども、観光庁においては観光情報の発信という意味で、ウェブ上の情報発信というのを重視しております。各地域の観光素材、コンテンツを含めて、随時これは動かしていくと。つまり追加の情報があれば直ちに載せて発信をしていくというやり方をしたいということと、それからポータルサイトについては、観光博実施後も残して、何らかの形で活用できるようにしていきたいというふうなことを国のほうでは言っております、そういう意味で将来に残る形で運営をしていきたいというのはそういうところではないかなと思えます。

**○福井せいじ委員** どういう形で残るのはまだ確定していないということなのですね。今まで観光キャンペーンというのを何度もやってきたと思うのですけれども、そこで終わることが多かったのです。そこでやったことをいかに次の観光に結びつけていくか、次の施策に結びつけていくかということで、非常に大事だと思うのですけれども、そういった意味で、将来にわたり活用可能なIT環境の構築というのは、一つ注目すべき分野だと思っております。

それで、提案なのではございますけれども、これから個人の観光客の需要が非常に大きくなっていく上で、二次交通という意味ではレンタカーを借りる人が非常にふえていくと思えます。私自身も観光したときにはレンタカー使います。当地に行って、二次交通という意味では。そこで必要となってくるのは、御当地ナビ、観光情報を盛り込んだナビゲーションシステムがあれば非常に便利なのです。今のナビゲーションシステムは、全国の中から対象ターゲットを追いかけていくようになっていますけれども、例えば岩手県に来て、盛岡で御当地ナビを使った場合、岩手県の御当地ナビの中に盛岡周辺の観光地の一覧が出てきたり、2時間で回るコースの推薦があったり、そういったIT環境をつくっていくことも、我々

にとってこれから残すべき大きな財産になっていくのではないかなと思っています。そういった意味で、今回この東北観光博で、もし観光庁がそういったことに対応して東北の観光推進をしていただくのであれば、それぞれの県の御当地ナビをつくって、それをレンタカーに掲載するようなそういった御提案をしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

**○戸舘観光課総括課長** 東北観光博のスタートとちょっと時期を重ねるようにして、いわてデスティネーションキャンペーンが始まりますけれども、このデスティネーションキャンペーンの取り組みの中で、レンタカーの利用促進というのも含めて商品をつくっておりますし、それからナビという意味ではスマートフォンあるいは携帯電話といった携帯端末を利用してのモバ旅ナビというものを運用することにしております。これは車でも使えるようになっていますので、ここをサイト運営してみて、将来につながるようにしていきたいと思います。

**○福井せいじ委員** ありがとうございます。最後に、観光とは離れて消費税の件でお聞きしたいと思います。今まだ決定はしていませんが、消費税の増税が今国のほうでは議論されております。そこで、今想定されている消費税の増税に関して、商工関係者にとっては非常に負担になるということでもあります。何が負担になるかということと2段階の増税であります。流通関係、それから製造関係の中で税率が短期間で2回変わるということは、それに応じたシステム変更を2度やらなければいけないということなのです。これについて、今回もし万が一消費税が導入された場合に、ぜひともシステム変更にかかわる経費の助成の制度、あるいはそれにかかわった費用が還付されるような、そういった仕組み、制度を要望していただきたいと思います。御所見をお聞かせください。

**○松川経営支援課総括課長** 今、さまざま議論されているということでございますけれども、いずれどういった状況になるのか、国民的な議論を経てやってもらいたいと思います。また、そういった影響が直接くるのか、その辺あたり、例えば商工団体などからそんな声が上がるとか、そういうことがありましたら国のほうにお伝えしていきたいと思います。

**○小泉光男委員** 福井委員の話とも関連するのですが、去年の発災から平成23年度、次の24年度、25年度あたりで、我が岩手県が希望郷いわてになるか、それとも、この間私一般質問しましたとおり、絶望郷いわてのほうに行くかは、皆様の商工観光の役割が極めて大きいというふうに思っています。一つは、観光面でどれほど平泉に、あるいは私のいるような県北、沿岸にお客さん呼び込めるかというような観点、それから斉藤委員が指摘したように、例えば二重ローンか何か、平成23年度、あのように予算をとって制度が非常にいいのに、あけてみたら申し込みがほとんどなくて、23年度は終わってしまうというような状況でいけば、希望郷いわてのほうにはベクトルが向きません。本当に皆様が、二重ローンの申し込みにしても、それからDC、東北六魂祭、あるいはその他予定しているといっても、きょうから3月ですよ。見てください、外は雪解けに向かっていますよね。今から走ったって間に合いません。そういった意味では、23年度ですけれども、心

はもう 24 年度、あるいは 25 年度に向かって走らなければ、ほかの競争に負けてしまうというふうに思います。

きのうの一般質問の中で、コンベンションを盛岡にということでの話をしましたけれども、それだって、これから動いたって 24 年度は全くお客さん来ません。もうほとんど決まっているわけですから。今から動いて 25 年度の話になるのです。そういった中で、コンベンションの中で、例えば私が一時期足を置いていた筑波の学園都市か何か、大学とか、それから産業の研究所だけでも数百あります。そこにでもまず 25 年度以降、岩手で学会をやっただけませんかということで、クモの子のようにしてダイレクトメールを出していただけないでしょうか。そうすることによって、ことしはもう決まったけれども、来年以降であればという部分で、盛岡の会議をとということになるかもしれません。ということなのです。ですから、予算というお金を、復興予算でお金がいっぱい、皆さんが見たことのないようなお金が来るでしょうけれども、そのお金を使うのではなくて、皆さんが、私もそうですけれども、汗を一緒にかいて走らないと、私は残念ながら、何遍も言いますが、希望郷いわての道筋は見えてくるとは思えないのです。

そういうことで、きょうは 23 年度の補正予算の審議ですけれども、皆様に限っては 24 年度、もう再来年以降もスタートしなければいけないという思いで頑張っていたきたいというふうに思っていますけれども、部長の御所見を伺って私の質問は終わりにします。

**○齋藤商工労働観光部長** この時期に大事な仕掛けをして、そして次に向かっていきたいと思えます。一例を挙げますと、先ほど御案内のあったコンベンションについては、結構平成 24 年度は大きなものが来ております。ですので、きのうの御答弁で詳細にお話しをする機会はなかったのですが、我々、25 年度に向かっての仕掛けは、既に 24 年度の予算に講じてございますので。ヒントもいただきました。地震が起きて、災害が起きて、津波が起きたということで、実は世界じゅうの学者の目が東北に向かっておりますし、私たちが沿岸の観光施設を今急速に復旧させておりますが、ぜひ沿岸に泊まっていけるような、盛岡で会議をして沿岸でエクスカージョンをしてという仕組みをつくって、多くの学者の方々に来ていただくことは大事なことだと思っていますので、これは 24 年度しっかり取り組ませていただきます。

それから、二重ローンです。実は、何回も答弁して、買い取りが 2 件だけということだけ皆さん覚えられて、ちょっと我々も忸怩たる思いありますが、改めて申しますと、既に復興相談支援センターのほうには二百数十社の相談がございまして。そのうち 100 社は、相談センターのほうできちっと相談をして、いわゆる銀行に対する照会であるとか、あるいは再建計画の策定ということで、買い取りに至らないで解決しているものが 100 例ございます。ですので、全部、来た会社が買い取りをすればいいというものではありません。したがって、相談センターできちっと対応するということが大事でございまして。そこから百数十社が現在買い取りに向かっておりますが、これも何回も答弁しておりますが、買い取りについては現在 2 社ですが、30 社が買い取りに向かって準備中でございます。です

から、あと残りの 80 社が個別の指導という格好を受けてございまして、これも順次、実は、一つ一つの会社に対して丁寧な対応をしていかないと、再生というものの道筋できませんので、それでどうしても、体制上は 40 人と大変強化してやっておりますが、やはり丁寧に対応していかなければならないということで時間がかかっておりますが、必ずこれも結果が出ていくものと期待しておりますので、もうちょっと見守っていただきたい。

いずれ我々も 23 年の 2 月という大事なつなぎの時期は、次年度に向けての準備ということも一生懸命やっておりますので、どうかそういった意味で御支援いただければと思います。

○小泉光男委員 新聞、ニュースのほう、この間のコンベンションは、観光コンベンションをして、何か熱海に団体旅行客を呼べば人がふえるというような言い方をしているけれども、そうではないと思うのですね。やっぱり学者です。学者は世界にあつという間にネットワークでつながります、瞬時に。そういうことでは、もちろん岩手大学も近いですから、そのように日本の主な大学に行って盛岡にという部分であれば、世界の名だたる教授たちが日本でやろうと、岩手でやろうと答えればそれは決まりますので、ぜひお願いをしたいなというふうに思って意見をつけ加えます。以上でございます。

○熊谷泉委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第 65 号平成 23 年度岩手県一般会計補正予算（第 10 号）、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 10 款教育費のうち教育委員会関係、第 11 款災害復旧費第 3 項教育施設災害復旧費第 1 目学校施設災害復旧費のうち教育委員会関係、第 2 目社会教育施設災害復旧費及び第 3 目体育施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 10 款教育費のうち教育委員会関係及び第 11 款災害復旧費第 3 項教育施設災害復旧費並びに第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加中 21 を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋教育次長兼教育企画室長 議案第 65 号の平成 23 年度岩手県一般会計補正予算（第 10 号）につきまして御説明を申し上げます。議案（その 3）の 8 ページをお開きいただきます。第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会が所管いたします予算の補正は、10 款教育費のうち 1 項教育総務費から 7 項保健体育費までと、それから 9 ページの 11 款災害復旧費のうち 3 項教育施設災害復旧費についてでございますけれども、これらは事業量の確定や国庫支出金の確定に伴う整理並びに事業執行上今回計上を要するものなどにつきまして、合わせて 24 億 1,849 万円余を増額補正しようとするものでございます。この結果、教育委員会が所管する一般会計予算額は、補正前の予算額と合わせまして 1,443 億 805 万円余となるものでございます。

補正の具体的な内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により、主な事業を中心に御説明申し上げます。お手元の予算に関する説明書の191ページをお開き願います。説明は、説明欄の主なものについて申し上げますけれども、金額につきましては省略させていただきます。

第10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費のうち管理運営費は、大震災津波の対応のため教育委員会事務局職員の増員などを行ったことにより、給与費を増額するものでありまして、学校再建関連費及び被災児童生徒就学援助事業費補助は、被災対象児童生徒数の確定見込みによる減額でございます。

192ページの3目教職員人件費のうち、子ども手当は受給者数の確定見込みにより、退職手当は退職職員数の確定見込みによる減額でございます。

4目教育指導費のうち、次の193ページでございますけれども、児童生徒健全育成推進費は震災対応に係る国庫委託事業費の確定等による減額でございます。いわての復興教育推進支援事業費と、それから県立学校復興担い手育成支援事業費でございますけれども、これらは大震災津波の経験を踏まえました防災教育や復興に対する自己のあり方などを総合的に学ぶ岩手の復興教育を全県的な教育プログラムのもとに本県の学校教育に取り入れるとともに、公立小中学校及び県立学校の取り組みを支援しようとするものでございます。

195ページをごらんいただきたいと思っております。2項小学校費、1目教職員費のうち教職員費は、震災対応のため小学校教職員の加配等を行ったことによる増額でございます。

196ページをごらんいただきたいと思っております。3項中学校費、1目教職員費のうち教職員費でございますけれども、小学校費と同様に中学校教職員の加配等による増額でございます。

197ページの4項高等学校費、1目高等学校総務費のうち教職員費でございますけれども、これは高等学校教職員の給与改定等による減額でございます。2目全日制高等学校管理費は、全日制高等学校施設の保守管理や経常的な経費等の確定見込み等による減額でございます。

199ページをお開き願います。4目教育振興費のうち教育実験実習費は、被災した共同実習船翔洋の廃船による運営経費等の減額でございます。高校奨学事業費補助は日本学生支援機構からの交付金の確定等による減額でございます。高等学校生徒等修学等支援基金積立金でございますけれども、これは同基金条例の一部改正に伴いまして基金の設置期限を延長することなどから、その所要額につきまして基金の積み増しを行おうとするものでございます。

5目学校建設費のうち校舎建設事業費は、国の交付金を活用いたしまして、現在建設中の盛岡商業高等学校校舎の改築整備を進めようとするものでございまして、体育館建設事業費から建物等維持管理費の4事業は、事業費の確定による減額でございます。

201ページをお開き願います。5項特別支援学校費、1目特別支援学校費のうち管理運営費は、学級数の変動などに伴う特別支援学校教職員の増員等による増額でございます。

203 ページをごらんいただきたいと思います。6 項社会教育費、1 目社会教育総務費のうち指導運営費は、震災対応に係る配置がえに伴う社会教育関係職員の減員等による減額でございまして、203 ページの2 目文化財保護費のうち文化財保護推進費は、被災した文化財等の復元、保存管理に要する経費を増額しようとするものでございます。204 ページの柳之御所遺跡整備調査事業費は、震災に伴う事業縮小による減額でございます。

3 目芸術文化振興費のうち県民会館管理運営費は、県民会館の指定管理委託料等の確定見込みによる増額でございまして、4 目図書館費は、県立図書館職員の給与改定等による減額でございます。

205 ページをお開きいただきたいと思います。5 目博物館費は、県立博物館の化学分析機器等の備品を更新しようとするものでございまして、6 目美術館費は、震災に伴う企画展の中止による事業縮小などから、県立美術館費の業務委託料等を減額するものでございます。

206 ページをお開き願います。7 項保健体育費、1 目保健体育総務費のうち県立学校児童生徒災害共済給付金でございまして、これは独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく県立学校の児童生徒に係る災害共済給付金の確定見込みによる減額でございまして、児童生徒放射線対策支援事業費は、県立学校における放射線の検査体制を整備するため、学校の調理施設で給食を提供している 11 校に学校給食食材放射性物質濃度測定機器を整備しようとするものでございます。指導運営費は、被災した県立高田松原野外活動センターの職員の配置がえに伴う減員等による減額でございます。

2 目体育振興費のうち生涯スポーツ推進費は、高田松原野外活動センターでの研修事業のとりやめ等による減額でございます。

207 ページの体育大会開催派遣事業費は、国民体育大会等への選手団等の派遣経費の確定見込みによる減額でございまして、第 71 回国民体育大会選手強化事業費は、震災に伴う事業縮小による減額でございます。全国高等学校総合体育大会推進事業費は、大会開催経費等の確定見込みによる減額でございます。

3 目体育施設費のうち管理運営費は、高田松原野外活動センターに係る指定管理委託料の全額を減額するものでございます。

次に、ページを飛んでいただきまして、217 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、3 項教育施設災害復旧費、1 目学校施設災害復旧費のうち教育委員会所管分につきましては、県立学校施設に係る災害復旧に要する経費の所要見込みによる減額でございます。

2 目社会教育施設災害復旧費、それから 3 目体育施設災害復旧費につきましても、それぞれの施設に係る災害復旧に要する経費の所要見込みによる減額でございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その 3）にお戻りいただきまして、21 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費補正の表中、教育委員会の所管は 10 款教育費のうち 9 項私立学校費を除きます 5 億 1,089 万 3,000 円と、23 ページの 11 款災害復旧費のうち 3 項教育施設災害復旧費の 2 億 2,634 万円でございます。これら繰り越し

事業は、国の3次補正予算を活用いたしまして今回の補正で予算を計上した復興教育関連事業及び東日本大震災津波による災害復旧等を行うものでございますけれども、これらは国との協議や整備計画の策定等に期間を要しましたので、平成24年度に繰り越して執行しようとするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。26ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正、1追加の表中、教育委員会で所管する事業は、21番の学校施設災害復旧事業の1点でございますけれども、これは県立高田高等学校の災害復旧工事に係る校舎等新築工事設計業務委託が翌年度にわたりますので、期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋但馬委員 教育費のいわての学び希望基金奨学金給付事業費についてお伺いいたします。1月31日現在で4,515件、32億1,100万円の寄附を受けていると思うのですが、その奨学金の対象への給付状況をお知らせください。

○石川企画課長 いわての学び希望基金奨学金でございますけれども、平成23年、昨年12月末現在で、522人の小学生、中学生、高校生及び大学生等に給付しているところでございます。

○高橋但馬委員 今回の御答弁ですと、小、中、高、大学生までというお話をいただいたのですが、以前私が伺った話だと、大学等への給付の人数というのは、既に高校を卒業している者の数値というのは調べる担当課がないということで、把握するのが難しいことをお聞きしたのですが、どのような方法でわかったのかお知らせください。

○石川企画課長 小、中、高校につきましては、委員御指摘のとおり、それぞれの学校にお知らせする形で申請していただけるのですが、大学生等につきましてはホームページ、あるいは県の広報等を通じてお知らせさせていただいております。また最近、当方に申請が来ますのは、関係する団体、例えばあしなが育英会とか、そちらのほうでも当方の奨学金について御紹介いただいているようでございまして、そういった形で確認しているところでございます。

○高橋但馬委員 了解いたしました。それでは、今回のいわての学び希望基金なのですが、実際この東日本大震災を受けて、宮城県とか福島県、各県でも同じような遺児、孤児に対する支援はあると思うのですが、その支援状況についてお知らせ願います。

○石川企画課長 ただいま委員から御指摘がありましたように、岩手県と同様の制度を宮城県、それから福島県も始めるといったような形でございます。宮城県、福島県に確認いたしましたところ、宮城県につきましては先月中旬までの申し込み締め切りで、今取りまとめをしている段階で、給付にはまだ至っていないということでございます。福島県につきましては、制度設計はいたしましたが、これから募集をかけるという状況と伺っています。

○高橋但馬委員 今回の御答弁ですと、岩手県のほうで他県に先駆けて給付のほうもできているということだと思います。陸前高田市とか、まだまだ役所が立ち上がったばかりで調査等が思うようにできていない状況があると思いますけれども、被災孤児、遺児の調査の進展に伴って、これから人数も増加してくる可能性、または大学生、新たにわかる部分もふえてくると思うのですけれども、これから息の長い長期的な支援が必要になってくると考えます。それを踏まえて、最後に教育長のほうからそれに対する御所見を伺いたいと思います。

○菅野教育長 委員御指摘のとおり、遺児、孤児の方、今回の震災で親御さんを亡くされた方というのは、まだ必ずしも全体像の調査が行き届いているというわけにはいかないと思います。特に今回、保健福祉部でやっておりました調査と私どもで若干違ってきますのは、大変恐縮なのですが、離婚された親御さん、お父様、お母様が亡くなられた、ほとんどお父様なのですが、亡くなられて、ただお父様から仕送りを受けて生活を支えていたという方がおられます。そういった方についても私ども対象にいたしておりますので、そういった意味で若干幅は広がっております。それからあとは、大学生については、御指摘のとおり、これから進学されて、いろんな媒体を通じて制度を知っていただいて申請があるものと考えてございます。したがって、今後長い期間にわたっての支援が必要だろろうと思っておりますので、あわせて全国のこれまで温かい御支援をいただいているわけですが、引き続き御支援をお願いしつつ、そういういった子供たちの息の長い学びを支援してまいりたいと考えております。

○高橋但馬委員 いずれ未来を担う子供たち、そしてその子供たちが被災を受けて学習環境がなくなるということはあってはならないことだと考えています。関係部局の横の連携もしっかりとって、引き続き取り組んでいっていただきたいと思います。以上です。

○福井せいじ委員 まず、県営みたけ運動公園に建設予定であった多目的屋内練習施設についての状況、それから今後の計画について教えていただきたいということ、もう一つは2016年の岩手国体に対する選手強化事業についてどのような取り組みをしていくか教えていただきたいと思います。

○平藤スポーツ健康課総括課長 県営運動公園に建設予定でございました多目的屋内練習施設、いわゆるドームでございますが、これにつきましては現在設計を終えた段階で事業がとまっている状況でございます。選手強化施設として整備するものですので、選手強化の考え方と連動して、今後その進め方を検討しなければならないというふうに考えているところです。

なお、選手強化につきましては、新しい岩手型国体として、予定どおりの時期に国体を開催するという方針が1月30日の準備委員会で出ておりますので、それに合わせまして選手強化体制あるいは選手強化事業について検討を加えていくという段取りで今進んでいるところでございます。

○福井せいじ委員 ありがとうございます。復興関連の予算もかなりある中で、選手強化

については難しい状況にあるかと私は思います。そこで、提案なのですが、前の常任委員会でもお話ししましたが、選手強化に民間の力を導入して行えないだろうかという御提案であります。行政が直接そういうことをできることではないとは思いますが、さまざまな競技団体がありますし、岩手県体育協会という団体もあります。そういったところから、例えば陸上競技の選手強化をしたい、今後2016年、日本で一番の選手強化をしていくプロジェクトをつくりたいので、例えば民間企業の陸上競技関係のグッズを中心に売っているミズノさんをお願いして、プロジェクトのスポンサーになってもらうとか、そういったことをやりながらぜひ選手強化を進めていただきたいと思いますのでありますが、いかがでしょうか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 国体の実施の方式が県民、企業、団体など等の協働の新しい形という方向で出てきておりますので、選手強化もその形に従いまして、どういう形で民間企業と連携していけるのか、ということの研究しながらやっていきたいというふうに考えてございます。

○福井せいじ委員 せっかくやろうということが決まったのでありますから、ぜひともよりよいものを目指して努力をしていただきたいと思います。可能な限りの成績をおさめたいし、可能な限りのすばらしい大会にしていただきたいと思いますので、そういった可能性を今までとは全く異なった視点で追求して、選手強化にも取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。これは要望です。

もう一つあります。被災地において、児童生徒の学習環境についてお聞きしたいのですが、学校も被害に遭って、非常に窮屈な中で学習環境を整備していると思っておりますが、勉強したくても勉強できない、例えば学校が終わった後、自分の勉強を自習したいと言っても、自習をする場所すら今確保がままならないのではないかと。私も仮設住宅を見ましたが、自分で勉強する場所がないのではないかなと思っております。そこでお聞きしますが、そういった何とか自分で勉強したいという児童生徒に対して、どのような支援策が考えられるか。あるいはもうそういった支援をやっているのであれば、その事例をお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○錦生涯学習文化課総括課長 委員御指摘のとおり、現在被災地の市町村におきましては、震災津波で家を流された被災児童生徒等の学習の場を確保する取り組みが進められておりまして、大学生のボランティアですとか、地域の元塾講師ですとか、その他NPO法人等の御協力を得ながら、学校や地域の施設を用いて学習環境の整備に努めていると承知しております。例えば大槌町におきましては、NPO法人カタリバというところが、大槌町の中学生、3年生ですけれども、85人を対象に学習指導を行う大槌臨学舎というものが1月から設置されているところでございます。そのほかにも、一般社団法人の子どものエンパワメントいわてというところが陸前高田市でそういった取り組みを進められておりますし、ほかにも田野畑村ですとか山田町、こういったところで学校が終わった後の自主学習環境の整備が進められているところでございます。

県教委として何をするかということですが、平成24年度の文部科学省の委託事業で、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業というものがございまして、これを用いてこういった各市町村における被災した児童生徒の学習環境の整備の取り組み、これにかかる経費について支援をしていきたいと考えています。

○**福井せいじ委員** 大変ありがたいことだと思っています。ただ、やっぱり私は、自分一人で勉強する場も欲しいのではないかなと。私は余り勉強しなかったのですが、やっぱり今大学に入りたい、あるいはもう少しで入れるのだという人が、何とか一人で勉強する場が欲しい。昔は蛍のともしびという歌もありますけれども、そういった環境ですら何とかして、自分の電気スタンドと机さえあれば何とかやりたいのだという方にこたえることも必要ではないかなと思います。そのために、例えば放課後、夜11時までとは言いませんけれども、10時まで例えば学習室を開放するとか、あるいは朝5時から始業までの時間開放するとか、そういった措置もあってもいいのではないかなと。教職員の方が担当するというのであれば、もしよければ、さっき言ったNPOの方とか地域の方でもいいと思います。仮設住宅一つの区画に一つくらいの教室がもし提供できるのであれば、私は勉強する環境として非常にいいのではないかなと思いますけれども、こういった措置についてはできるのか、できないのか、お聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○**錦生涯学習文化課総括課長** 例として申し上げますけれども、先ほど申し上げました陸前高田市、ここは中学校二つ、小学校一つ、それぞれ家庭科の部屋ですとか理科室ですとか、また会議室、視聴覚室、こういったところを用いて、授業が終わった後の16時から21時までを開放して、子供の学習の場として提供していると。その監督につきましては、一般社団法人の職員が担当しているということで、先生方の御負担にならないような形で進められていますので、こういった事例をほかの市町村等にも紹介しながら、いい学習環境の整備が進められるように働きかけていきたいと、その経費面の支援も含めて働きかけていきたいと思っています。

○**高橋高校教育課長** 関連でございまして、各被災地の高校におきましても、進学、就職等に関しまして、時間を延長して学校を開放しておりますので、つけ加えさせていただきます。

○**軽石義則委員** 教育環境の部分について関連して。被災した教育施設の復旧について、学校施設を移転新築する場合の用地取得、造成については国庫補助対象となったと。国の災害査定手続も簡略化をしていただいたというふうになっておりますけれども、今現在どのように進んでいるのかと、今後の具体的な再建方針及びスケジュールがあればお示しをいただきたい。

○**小倉学校施設課長** 今のお尋ねの件は高田高校の件かと思いますが、委員御指摘のとおり、用地の関係、取得費等、造成費につきましては災害復旧事業の対象になるということでございまして、高田高校が災害復旧事業の対象になるかどうか具体的な部分については、

今国のほうと内々協議をしているところでございますが、具体的にはこの後の災害査定を受ける必要がございますので、そういった中で決められていくという状況になってございます。

○**軽石義則委員** 具体的なスケジュール。

○**小倉学校施設課長** それと、スケジュールでございますけれども、用地の取得の準備等を今行っているところでございますが、24年度に用地の取得を行いまして造成工事を行うということになります。

○**軽石義則委員** 県立学校のみならず、市町村においてはどのような状況になっているのか。

○**小倉学校施設課長** 市町村の用地取得等の関係でございますけれども、実は具体的な場所をどこにするかということで、地元との協議を進めている市町村、小中学校等があるということございまして、そういった部分についてはこれからということになりますが、それ以外場所を決めているところについては、災害査定等を今後受けて、用地取得等に補助を充てていくという状況でございます。

○**軽石義則委員** 報道等によりますと、被災8市町村の合計27校において、10校が高台または内陸部に再建決定、12校を統合、再建場所の具体的協議を進めていて、2校は再建方針を今検討しているというような報道がございますが、この中身について少し詳しく教えていただければと思います。

○**小倉学校施設課長** まず、高台、内陸へ移転等、そこに移ることを検討している学校は10校ということでございますが、これは市町村と学校名ということになれば、具体的には各学校、市町村で検討しているということになりますけれども。

○**軽石義則委員** あとで一覧表でいただければ。

○**小倉学校施設課長** 承知いたしました。では、その辺は。

○**軽石義則委員** 後で詳しく書いたものをいただければよろしいです。そこに県教委と各市町村の教育委員会とのかかわりというのはどういうふうになっているのか教えていただきたいと思えます。

○**小倉学校施設課長** 各小中学校の移転整備に関しましては、具体的にどうするかというのは、もちろん各市町村が中心になって行うものではありますけれども、文部科学省との協議等も必要になってまいりますので、そういった市町村小中学校に対しましては、私どもも一緒になって文部科学省のほうとの協議、調整をしているというような状況になっております。具体的にこういうふうにしたいというような計画が出てきた段階で、いろいろと国との調整も必要になってまいりますので、国庫補助の導入等も含めまして、その辺調整をしている段階というところでございます。

○**軽石義則委員** やはり現地の皆さんは、施設を早急に求めている気持ちは変わらないと思えますし、学校ができれば復興がさらに進んだという実感が出てくると思えますので、さらに強力に進めていただくことをお願いして終わります。

○小西和子委員 教育費の206ページ、児童生徒放射線対策支援事業費にかかわって質問いたします。11台の機器を整備して、もう4月から検査できるように準備をしているというような御答弁をいただいておりますけれども、はかるのは地場産品のみというような確認でよろしいのでしょうか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 食材に関する放射線につきましては、地場産物あるいは農家直売所から直接入ってくるものを想定しております。

○小西和子委員 流通しているものとか加工品というのが対象外になっておりますけれども、これらの安全性をどこで知ったらいいのか。それから、検査する職員は臨時雇用で1日に二、三品しか測定できないと。やはり現場の栄養職員の皆様方は、測定値ゼロを目指したいと言っているのです。ですから、可能な限り多くを測定したいと。自分たちでも測定できるような環境をつくってほしいと。ですから、具体的には検査できる条件の緩和ですね、そういうことができないのかどうか。それから、現場のニーズとか要求で検査できるように何とかしてほしいということです。

それから、一関支援とか、みたけ支援はデリバリー給食ですよね。やはり検査の対象にはなっていないのですけれども、非常に気になるということです。ですから、給食等も検査できるように現場のほうでは要望が出ております。そのことについて、まずお伺いいたします。

○平藤スポーツ健康課総括課長 今般整備いたします放射線の測定機器に関することですが、市場に流通している食品につきましては、県が定めました県産食材の安全確保方針ということで、安全・安心なものが流通しているという認識に立ってございまして、この認識で進めているところでございますが、学校給食におきましては、先ほど申し上げましたとおり、農家あるいは直売所からの直接納入の農産物がございまして、市場での流通を通っていないことから、それらを中心に食材を検査対象としたものでございます。

また、1日二、三品目ということでございますが、これにつきましては無理のない範囲で拡大して構わないというふうに認識してございます。

さらに、条件の緩和ということでございますが、県の施設としてという意味合いも県立学校には持たせておりまして、市町村が調べてほしいというようなものにつきましても、検査体制に余裕がある場合には引き受けるようにということで進めるところでございます。

また、デリバリー方式のものにつきましても、食材が直接入ってくるものではございませんが、県の施設としての放射線の測定という立場での実施をしていただくこととなります。

○小西和子委員 安心いたしました。高額な機械でもございますのでフルに活用して、安全・安心な給食を子供たちにとということで推し進めていただければと思います。

関連というのは、どこからどこまでがいいのかわかりませんが、放射線学習もここでのいいのですか。先ほどの関連オーケーというのは、委員長、どうでしょうか。放射線学習もここでのいいのですか。ここにあらわれている項目でなければまずいのですよね。この際で

いいですよ。

○熊谷泉委員長 では、この際で取り上げます。

○小西和子委員 では、終わります。

○斉藤信委員 では、予算に沿って、立ち入ってやりたいと思いますので。191 ページの被災児童生徒就学援助事業費補助、これは結果的に1億4,700万円余の減額補正になっていますが、これどれだけの児童生徒が対象になったのか示してください。

それと、いわての学び希望基金、先ほど522人に給付と、これは小、中、高、大、専修学校、それぞれ内訳を示してください。

○小倉学校施設課長 被災児童生徒の就学援助の関係でございますけれども、2月補正後で4,409人が対象人数ということになっておりまして、事業費で見ますと5億9,000万円余というふうになっておりまして、今回の減額の補正というふうな形になってございます。

○石川企画課長 いわての学び希望基金奨学金の申し込み状況でございますけれども、内訳でございます。小学生につきましては183人、中学校につきましては135人、高等学校につきましては149人、大学あるいは専門学校等につきましては59人という状況になってございます。

○斉藤信委員 わかりました。この被災児童生徒就学援助事業というのは、来年は継続ということですね。その先はまだ見えないけれども、来年はとりあえず継続ということになりますね。

放射線対策費、これは恐らく測定、除染の対策だと思っておりますが、ここに出ているのは県立分だけですか。そして、県立学校分でどのぐらい測定して、どのぐらい除染の対象になったのか示してください。あと、来年度の事業計画も含めて示してください。

○平藤スポーツ健康課総括課長 委員御指摘のとおり、この件に関しましては県立学校分でございます。県立学校につきましては82校、特別支援学校を含む県立学校82校すべてを測定してございまして、除染が必要だったのが10校11校舎という状況でございます。

これは、来年も引き続き行うということで、測定は月1回程度ということでお願いしてございます。

○斉藤信委員 10校11校舎の何カ所を除染したのですか。

○小倉学校施設課長 毎時1マイクロシーベルト以上の地点を除染するというところでございまして、先ほど10校ということでありましたが、箇所数でいきますと109カ所を除染しております。

○斉藤信委員 次に、192 ページ、子ども手当、これ減額になっております。1億3,100万円余。これは対象が減ったということだと思っておりますが、来年度これは仕組みが変わります。地元負担、自治体負担がふえるのですよね。これはどうなっているのですか。どのぐらい負担がふえるのか。そして、もらう子ども手当は減るのか、どういう形になっていますか。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 子ども手当でございますけれども、委員御指摘のとおり、

対象数の確定に伴いまして減額をしておりますが、これは昨年10月に制度改正がございまして、一律1万3,000円の支給から、年齢に応じて額が変わるという制度に変わったわけですが、その確定に伴いまして減額となったものでございます。来年度も一応この額で、現状まだ国の動向が不透明でございますけれども、この額で予算は立てております。この子ども手当でございますが、公務員というか、行政職員に関しては、教職員もそうなのですが、それぞれの職域で子ども手当を支給するという制度でございまして、その他の民間の方々は市町村で措置するというところでございまして、そういう関係で、教職員に関しての子ども手当対象というのが我がほうでの予算措置をしている部分でございます。したがって、負担ということの変更はないものと考えてございまして、今現在受給者が3,600人余り、子供の数にして6,250名余りが今教育委員会でやっている職員への支給でございます。

○**齊藤信委員** ちょっとまた確認させてほしいのですけれども、全体の仕組みは、子ども手当の支給は減って、自治体の負担はふえるという仕組みなのです。今までは全額国だったが、これは、今まで公務員の場合違うのですか。公務員の場合は、そういう国の負担ではなくて、何の負担だったのですか。来年度、公務員の場合、教員の場合の子ども手当の仕組みはどう変わるのか。

○**佐藤参事兼教職員課総括課長** この仕組みについては、私どもの情報では変わるというふうには聞いていなくて、今までどおり国から負担をいただいて、それで県が直接支給するというふうになっていると。

○**齊藤信委員** 違うのですよ。補足ある。

○**高橋教育次長兼教育企画室長** 財源がどこから出ているかというのは、ちょっと今具体的に資料を持ち合わせていませんので、後ほど調べてお伝えさせていただきたいと思います。

○**齊藤信委員** では、正確に。大変な改悪なのです、これ、民自公で。それは後で詳しく。

では、次に進んでいきますので、193ページにいきますが、就職支援相談補助員配置事業、これは若干の減額になっていますが、来年度は増員という話も聞いております。今現在何名配置をされて、来年度はどう増員をされるのか、まずこれだけ聞きましょう。

○**阿部産業教育担当課長** 就職支援相談員補助員でございますが、現在は27名配置しております。来年度は28名配置をするということでございます。

○**齊藤信委員** 厳しい情勢の中で就職内定率が過去最高ということ。ただ、現段階で約400人近くが未定ということでもありますから、その内定率が高まったというのは、厳しい中で県外就職を勧めたというのが一つなのですよ。だから、単純に率が上がったことが好転ということではないと思うので、厳しい状況の中で、私は現場は大変積極的な対応をしたなど、そこは評価をしますが、まだ未定者がかなりいますので、年度内までに本当に一人も就職できなかったということがないように取り組みを強めていただきたい。

いわての復興教育推進支援事業費、県立学校復興担い手育成支援事業費、これは新規で補正で出ました。ほとんど繰り越しになるのですけれども。このいわて復興推進事業費と

復興担い手支援事業費の詳しい中身、その意義、これを示していただきたい。

○多田義務教育課長 初めに、小中学校のいわての復興教育推進支援事業についてでございます。今回の被災を受けた学校の子供たちの5年後、10年後の人材育成ということを考えます。将来の岩手を担う人材の育成、その教育プログラムを作成するということでございます。

それで、大きな事業は三つございます。一つは、いわての復興教育小中学校支援事業、これは県内の45校を復興教育を推進する中心校として実践研究するための支援で、1校当たり20万円というところで国の3次補正を活用します。

それから、もう一つは、いわての復興教育小中学校推進事業としまして、県内の全小中学校がそれぞれの創意工夫のもとで、最も効果的で適した教育活動が展開できるということの支援をするということで、指導主事等の講師を派遣、そして充実したいわての復興教育、これが全県で行われるように支援するというのが二つ目の事業です。

三つ目は、いわての復興教育プログラム冊子の製作にかかわる事業でございます。このいわての復興教育プログラムを作成して、県内どの学校でも同じような取り組みを一体となって取り組むということで、周知を図っていく。今年度は3月の配布になりますが、いわての復興教育プログラムの作成をいたします。初版になります。24年度は、それを改訂いたしまして、専門家等の御助言をいただきまして、第2版の作成をするというところが事業の内容でございます。

○高橋高校教育課長 高校分についてでございますけれども、各事業につきましては、豊かな心育成部門と、それから確かな学力育成部門に分けられております。それで、復興交流推進事業は各校の特色を生かしながら支援ということで、被災地と、それから県内の各高校とが手を取り合いながら一緒に復興に向けて頑張ろうということでございます。それから、高校だけではなく、中には小学校とか中学校とか、学校種を超えた取り組みも考えております。それから、例えば複数校が一緒に、予算は20校ずつなのですけれども、一緒に予算を組んで、それで沿岸の地域の高校と交流するというようなさまざまなことが考えられるのかなと思います。

それから、被災地県立学校進路実現支援事業でございますけれども、これは特に専門高校や特別支援高校を支援する事業であります。高校や特別支援高校を卒業して、郷土のために地元で就職を希望している生徒がいます。また、震災で郷土芸能を継承する人材が不足しており、自分が役に立ちたいと考えている生徒もおります。そして、この生徒たちに、将来郷土のリーダーとなっていくに違いないこういう生徒に、その生徒の思いを酌んで、地域のさまざまな企業や団体、それから大人の力をかりて希望の実現に取り組んでいきたいというように考えております。

それから、確かな学力育成のほうでございますけれども、今年度は特に高校は入学式等おくれました。そのおくれを何とか今回復しているところでございますけれども、家庭で勉強できる環境にない生徒が多いと思われまます。そこで、さまざまな工夫や効果を上げて

いる指導方法を取り入れながら、進路の支援をしていきたいと思っています。そこで、県内でいろいろな協議会とか学力向上の指導、実践例等をつくりたいと思っています。

それから、被災地県立学校進学支援事業でございますけれども、これにつきましては、この事業は特に高校や特別支援高校から進学をしようとしている県立学校の生徒に対する支援事業でございます。今回の被災により、高校生はこの1年間、県内はもとより、全国からさまざまな支援の状況を見てまいりました。特にこういうことでいろいろな支援活動を見ながら、自分も郷土のために、例えばお医者さんとか、カウンセラーとか、そういうものになりたいと、それから土木事業や建設の勉強をして郷土のために役に立ちたいという生徒がいると思いますので、それらの生徒についての支援でございますけれども、特に被災地から毎年県立大学とか岩手大学に見学に行っているのですけれども、そのバス代が大変になっておりますので、特にそのバス代、三百二十数万円をバス代に充てて、保護者や生徒の負担を軽減してあげたいと考えています。以上です。

○齊藤信委員 復興教育プログラム、私も読ませていただきました。私は一般質問でも紹介したけれども、釜石の奇跡とか、私は岩手の奇跡と言ってもいい防災教育の効果が今回発揮されたのではないかとというふうに率直に評価をしています。その割には、あのプログラムを読んで感動しないのだよね。だから、もっと今必要なもの、例えばきょうちょっと図書室で見えたのですけれども、これは小学校校長会がこういうものを出して、あのときどういう形で学校が対応したのかと。これは内陸の学校を含めて、校長先生方が手記風にまとめているのですね。例えば県立の大槌高校なんか、私も被災の数か月後に行ったときなんか、まだ避難者がたくさんいて、あそこに小学校も職員室を構えている、幼稚園も構えている、医療チームもある、そういう中で教職員はもとより子供たちがボランティアをやっていると。本当に想定外と言われるような大災害だったけれども、それに対応してすばらしい教育力、子供たちの行動力が発揮されたなと思っていますよ。そういう意味ではそこをきっちり記録していくと。この大災害のときに、学校や教師や子供たちがどう対応したのか。私はその記録がうんと大事だと思いますね。それ自身がもう復興教育ではないかと。そういう意味で、そうした記録をきっちりまとめるし、残すし、それを継承すると、これが防災教育であり、防災文化の中心ではないかと。これは自費出版になるのでしょうか、小学校校長会がこれを出版になっているのですけれども。私は、そういうところをひとつきっちりやるのが、今までないものやるのではないので、今まで教育をやった一定の画期的な効果を発揮した中で、それを受け継いで防災文化にしようというわけですから、私はそういう観点、ちょっと読んでみて、どうも手練手管というか、やっぱり根本的なところをストレートに受け継ぐということが弱いのではないかとというのが私の率直な感想でした。教育長、この点について。いろんな事業もいいけれども、今度の大震災に学校や教師や子供たちがどう対応したかと、ここのしっかりした記録、記憶を受け継ぐと、継承すると、文化にしていくということが必要だと思いますけれども、いかがですか。

○菅野教育長 委員おっしゃるとおりでございます、先般教育センターで行われました

教育研究発表大会でも、それぞれ被災いたしました学校の、今御紹介のありました大槌高校の校長、それからあとは陸前高田市の気仙中学校の校長、それから綾里小学校の校長、それぞれ体験を発表していただきました。私どもとしても、今回の震災に対して学校がどう対応して、その後どう避難所運営を行ったかという記録をしっかりと残したいと思っております。なかなか直ちにというわけには、まずは復興ということをございしましたが、来年度からそういう記録、風化しないうちに記録を収集しつつ、後世に残る取り組みをしたいと思っております。また、復興教育におきましても、やはり県下全校種、全地域で取り組むということに意義があるだろうと思っております。そういったことで、今回の体験というものを次の岩手の教育に生かしていくという視点で取り進めてまいりたいと思っております。

○齊藤信委員 ぜひそういう形で中身のある、やっぱり本当に防災教育、文化として受け継げるもの、そういう中身があるだけに、例えば水沢高校の生徒会が大船渡高校の生徒会を呼んで交流集会をやって、それが冊子にまとまっている。大船渡高校は私の母校なものですから。やっぱりそういう被災地との交流を通じて内陸の生徒たちも認識を新たにして、共感を広げると、感動を広げる理由になっているのですね。

私は高田一中に震災の5日後に行きました。あの避難所の責任者は、当時は校長先生でしたよ。校長先生が自治会を組織して、そして被災者で避難所を運営するのだという、教師ならではの役割を發揮したのではないか。教師のOBもいましたね。私は、そういう意味で本当に今回の対応というのは、いろんな経験、すばらしい取り組みを本当にしっかり記録し、残していただきたい。

次に進みますが、197 ページの高等学校総務費の高等学校通学支援バス運行費、これは高田高校の支援バスだと思いますけれども、この点については国の補助というのがきちんと確保されているのかということです。

あと、旧大船渡農業高校まで運ぶわけですけれども、その途中に大船渡高校があり、大船渡東高校があると。この子供たちは基本的には対象にならないですよ。だから、同じ方向に行くのに、そしてJRもまだ通っていない中で、何か工夫ができないものかという感じがするのですが、その点どうですか。

○上田高校改革課長 まず最初に、通学バスの支援の財源のことをございしますが、補助ではございせんけれども、国の特別交付税の対象となると聞いておりまして、これは来年度も継続されるとお伺いしております。

それから、二つ目の御質問でございしますが、大船渡高校と大船渡東高校の生徒に対して何かというお尋ねでございしますが、今路線バスが通ります、路線バスで盛駅まではJRの代替ということで、従前のようにJRの定期券でという状況がございしますが、大船渡高校、それから大船渡東高校については、盛駅よりも高田方面から見た場合に遠くにございまして、そこまでは今現在、JRのみなしバス停と呼んでおりますけれども、助成扱いにならないことから、盛駅よりも2駅遠いところに行こうとする場合に、新たに岩手県交通

のバスで行くことになりまして、新たにバス料金を加えて払う必要が出てまいります。今 JR、それから三陸鉄道北側からくるところではバス事業者の岩手県交通、3社とお話をさせていただいております。これは政策地域部の交通担当と連携しながらお話をさせていただいておりますが、先ほど委員から御指摘ありました両校の最寄りのバス停も JR のみなしバス停として JR の定期でもって乗降ができるか、できないかということで今お話し合いをしていただいております。かなり前向きに調整が図られるというふうには聞いておりますけれども、現時点ではそれについての御回答はまだいただいております。ただ、前向きに御検討ということでございますので、よりよい結果がいただけるものと期待をしておるところです。

**○斉藤信委員** ちょっと飛びますが、203 ページの埋蔵文化財緊急発掘調査事業費補助、いわゆる今度の災害にかかわって埋蔵文化財の調査、大変切実な課題になって、私は野田村の件については大変急を要するというのでお願いをいたしました。今年度どのぐらい埋蔵文化財の調査員が増員をされて、来年度はどうなのかと。高台移転にしても何にしても、高台に行けば全部遺跡にぶつかるぐらい三陸の沿岸というのは貴重なところなのですが、今年度はどこまで調査が進んで、来年度はどういう体制でどうなるのかと、安心していいのかと。いかがでしょうか。

**○中村文化財・世界遺産課長** 被災地における埋蔵文化財調査にかかわって今年度分ということでございますけれども、今年度の人的体制につきましては、現有勢力というようなことの中におきまして、県の教育委員会のみならず県立博物館、それから埋蔵文化財センター、それから内陸市町村の応援というような形で幅広に人を集めまして、今年度は対応してまいりました。来年度以降はさらに本格化いたしますので、教育委員会の担当職員を5名増員いたしますほか、都道府県から10名の職員の支援をいただきまして、県としては15名の体制を組んで、市町村の支援という形で当たってまいりたいと。恐らくさらに本格化するのは25年度以降と考えてございますので、その折にはまたさらに増員ということを検討しているという状況であります。

**○斉藤信委員** 地元市町村が大変心配しているので、頑張ってもらってやっていただきたいと思えます。

国体の競技力向上対策、ことしも大幅な減額になったのだけれども、来年も予算が大幅に減っているのです。国体を開催するというのにこんなに減らしていいのだろうか。例えば来年は7,500万円でしょう。ことし1億8,400万円の当初予算だった。これがほとんど減額されて、来年はたった7,500万円と。岩手型国体と言うけれども、岩手型国体って何なのかですか。だから、きっちりした定義があるのか。確かに過大でなく質素に、効率的にやることは必要だと思うけれども、やっぱり国体は競技ですから、参加すればいいというだけではないと思うのです。岩手の子供たち、選手がそれなりの力を発揮して県民を励ますと。きのうのようなサッカーではだめですよ。私はそういう意味で、ちょっとこれは減らし過ぎではないかと。国体をやると決めて、こんなに減らしたら元気出てこないの

でないかと、選手は。そういうことで、今回目指す岩手型国体というのは、どういう定義づけなのか。競技力の予算をこんなに減らしていいのか。ここを答えていただきたい。

○平藤スポーツ健康課総括課長 国民体育大会の選手強化事業につきましては、今年度は凍結の関係でほとんど事業が実施されなかったということをごさいます、ことし使いましたといいますか、執行したのは、高校生、中学生の派遣に係る経費でございました。勝ち抜いた者が全国大会に出る経費でございまして、来年度におきましては、新しい岩手型の選手強化ということで、民間の力をおかりしながら、あるいは県の組織をきれいにといいますか、整理統合しながらということで事業を実施していきたいと今考えてございます。

具体的には、県の体育協会のほうに国体選手強化事業というものの補助事業がございまして、毎年の選手強化をしております。71回国体のほうにつきましては、71回を見据えた長期的なというところで実施しては、それを合体して効果的な強化をしていきたいと考えております。今後の計画につきましては、71回の選手強化本部が設置されてございまして、その会議が3月にございまして、そこで検討していただきながら強い岩手県を目指して頑張っていきたいと考えております。

○熊谷泉委員長 齊藤委員に申し上げます。御発言が長時間に及んでいますので、この際まとめて簡潔にお願いいたします。

○齊藤信委員 そろそろ終わります。これだけ競技力、選手強化の予算を削って、私は削り過ぎだと思いますよ。やっぱり国体をやるのだったら、せめて全国レベルの選手を育てるといのは、これは当然の仕事ですよ。だから、過大でなく効率的ということは全くそのとおりだけれども、岩手で国体を開催するというのであれば、全国レベルの選手をそこに向けて育成をしていくということで、ぜひしっかりやっていただきたい。

最後に、学校給食の放射能検査についてお聞きして終わります。これは全国的にいろいろ調査、県内の市町村も調査されていますが、事前検査、事後検査、両方やると、こういう三つの手法があります。岩手県はどのような手法でやるのか。私は、やっぱり事後検査を含めて、いわば学校給食そのものを検査するというのも必要ではないかというふうに思いますが、岩手県11校の検査の手法、そして既に奥州、一関なんかでやられています、市町村ではどのような手法でやられようとしているか。

それと、学校給食の検査で、124台の検査機器の予算を12月に立てたのです。ところが、三十数台ぐらいしか希望がなかったと。盛岡はたった1台ですよ。これでどんな検査をするのかと。やっぱり安全・安心で、この時期は徹底して調べて、安全ということを子供たちにも父兄にも知らせていくのが今の局面だと思います。私は、岩手県が124台を予算化したのは前向きだったと思います。しかし、それに十分、市町村によってはこたえない。特に県都の盛岡は、旧玉山も旧都南もある、学校給食センターだけで二つもある、自校方式もある、こういうところで、特に玉山区は汚染が結構高いところです。牧草もひっかかって使えないという状況ですよ。そういう意味でいくと、いずれ今の状況はあれなのだけれども、もう少し市町村に対して丁寧な指導をやって、必要な検査機器はそろえること

が必要なのではないかなど。これは県から押しつけるわけにはいきませんが、そういう対応も必要ではないか、検査の状況も含めて示していただきたい。

○平藤スポーツ健康課総括課長 給食食材の放射線検査につきましては、県といたしましては事前の検査ということで取り進めてございます。

それから、市町村の関係ですが、一関、奥州、平泉、金ケ崎は、食材を検査した上に給食1食分の丸ごとの検査ということを計画してございますし、花巻市は提供した給食の丸ごと1食の放射性濃度の検査をするという予定でございます。

それから、124台の予算措置に対してということでございますが、基本的には市町村がお考えになることでございますし、あとは県立学校に配置をいたしまして、そのエリアで余裕があれば検査をするというような体制はとってございます。ただ、委員御指摘のとおり、市町村によってさまざまな台数の考え方があるようですので、補助制度の丁寧な説明をさせていただきながら対応していきたいと考えます。

立ったついでに申しわけございません。先ほど小西委員からの質問にありましたデリバリー方式の件なのですが、私、デリバリー方式のほうにもというお話をしましたが、デリバリー方式、一関清明支援学校と盛岡みたけ支援学校につきましては機器を入れませんということで、よろしく願いいたします。

○斉藤信委員 最後ですけれども、結局124台の予算に対して何台になったのか。県内に何台設置されることになったのかを示してください。私は、県が11校全部にこれを配置すると。これはよかったと思いますよ。ただ、事前検査だけではなくて、給食丸ごと検査もやるべきだと、この機会に。ということをぜひこれは求めておきたい。

○平藤スポーツ健康課総括課長 市町村の補助につきましては、既に購入したのも対象にしているところなのですけれども、一関市など7市町において13台が既に設置済み、今後機器を整備して検査を計画しているところは17市町、4月以降の検査実施をめぐり、計30台を発注済み、あるいは3月までに発注を行うという状況でございます。

○斉藤信委員 事後検査は断固としてやりませんか。考えますか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 事後検査につきましては、こちらといたしましては原因食材が特定できないということがございまして、提供する前に排除といいますか、とめたいという気持ちがございますので、とりあえずは事前の食材検査で安全・安心を高めてまいりたいと考えているところでございます。

○小西和子委員 済みません、一つ落としていました。199ページの高等学校生徒等修学等支援基金積立金にかかわりまして、これは奨学金の原資になるものだと思いますけれども、現行の制度と、震災等で本当に大変な思いをしている子供たちのために、さらに踏み込んだ要件緩和とかを行わないのかというあたりをお聞きしたいと思います。特にも人数をふやすことと、あとは成績要件も緩くというか、外すくらいでいいのではないかなというふうに考えますけれども、そこをお聞きいたします。

○石川企画課長 高等学校生徒等修学支援基金を原資としました奨学金に係る御質問で

ございました。現在この基金を原資に岩手育英奨学会が行っております奨学金制度でございますけれども、平成16年度に国から移管されましたタイプAというものと、それから昨年の大震災津波に被災した生徒を対象としたタイプCがございます。このうち、タイプCにつきましては、学力要件は、あるいは経済的要件を設けてございませんので、いずれ被災された生徒全員を対象にしていくものでございます。

タイプAにつきましては、学力基準と家計基準を設けてございます。このタイプAにつきましては、これまで基準に合致した生徒全員採用してございますけれども、学力基準を廃止した場合、希望者が大幅に増加することも見込まれまして、高等学校生徒等修学等支援基金だけでは対応できない場合も考えられますことから、今後さまざまなシミュレーションによる検証、あるいは国からの交付金等の状況を見きわめながら検討してまいりたいと考えておりますし、今後におきましても国に対して給付型奨学金あるいは奨学金の原資となる財源の安定的かつ十分な措置につきまして要望してまいりたいと考えております。

○渡辺幸貫委員 一つだけ、193ページに外国語教育推進事業費がマイナス1,529万円とありますね。これは外国から来ている人たちがお帰りになったのか、原因を教えてください。

○高橋高校教育課長 被災におきまして、4月から6月までの配置ができなかったということで減額になっております。

○渡辺幸貫委員 だれがですか。外国人ですか。

○高橋高校教育課長 外国の。

○渡辺幸貫委員 わかりました。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第97号高等学校生徒等修学等支援基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○石川企画課長 それでは、議案第97号高等学校生徒等修学等支援基金条例の一部を改正する条例案について御説明を申し上げます。

議案（その４）の 18 ページをお開き願います。なお、内容につきましては、便宜、お手元に配付の条例案要綱により説明させていただきます。

条例案要綱でございます。１の改正の要旨でございますが、高等学校生徒等修学等支援基金の設置の目的に、私立高等学校等の安定的かつ継続的な教育環境の整備を加えますとともに、高等学校生徒等修学等支援基金条例の有効期限を平成 27 年 12 月 31 日まで、３年間延長しようとするものでございます。

２の条例案の内容でございますが、点線で囲みました 1、現行の事業をごらんいただきたいと存じます。県では、国からの交付金を高等学校生徒等修学等支援基金に造成いたしまして、これを財源として（１）の経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対する教育の機会の確保に資するための事業、及び（２）の東日本大震災による被害を受け、経済的理由により就学が困難となった幼児、児童及び生徒に対する教育の機会の確保に資するための事業を実施しているところでございます。

次の点線で囲んだ箱の中の 2 の条例改正により追加される事業でございますが、こちらをごらんいただきたいと思っております。今般国の第 3 次補正によりまして、被災 3 県の私立高等学校等の安定的、継続的な教育環境の整備に資することを目的に、被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金が措置されましたことから、この交付金を本県の高等学校生徒等修学等支援基金に受け入れまして、現行の事業に加え、私立高等学校等の安定的かつ継続的な教育環境の整備に資するための事業を実施するため、条例第 1 条の基金設置の目的を改正しようとするものでございます。

具体的な事業の内容でございますけれども、まず、私立高等学校や幼稚園など私立学校につきましては、東日本大震災に起因する事情により生徒が減少し、平成 22 年度に比べて納付金収入額が 1 割を超えて減少する場合に、その一部を補てんする事業を行い、また私立専修学校等につきましては、放射線対策など学校内や周辺地域の安全・安心を図るための取り組みや、生徒募集や就職相談会などといった安定的かつ継続的な教育環境を生徒に保障するための取り組みに対する補助事業を行うものでございます。

次に、点線の箱の中の 3、条例の有効期限の延長についてでございますが、国の基金事業実施要領の改正によりまして、１の（１）及び（２）の事業の期間が平成 26 年度まで 3 年間延長され、また今般追加しようとする 2 の事業につきましても、26 年度までの事業期間でありますことから、高等学校生徒等修学等支援基金条例の有効期限を現行の本年 12 月 31 日から平成 27 年 12 月 31 日までに延長しようとするものでございます。

なお、３の施行期日についてでございますが、改正後の条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 これは、県立の高等学校授業料を 3 年間延長するということですね。事業内容の中に奨学金事業というのも入っているのですが、この奨学金事業というのは育英会

がやる奨学金とは違う、同じですか、同じもの。無利子の奨学金というのは、この事業では拡充されているのかどうか。ちょっとこれを示していただきたいと思います。

それと、追加される事業ということで説明がありましたが、具体的には私立学校復興支援ですから、これは施設設備というものが対象になるということでもいいのか。私立高校の場合には、授業料、ほぼ半額程度の支援しかないわけですよね、修学支援金で。本当なら私学の場合も県立と同じように無料化に改善を図っていくということが必要なのだと思うけれども、私学の場合は私学就学支援金でしたか、制度が違うのでしたか、同じでしたか、ちょっとそこを教えてください。

○石川企画課長 初めに、奨学金の関係でございますが、先ほど申し上げましたいわゆる育成奨学会で今奨学金を貸し付けしておりますタイプA、タイプCに使われるものでございます。

○斉藤信委員 枠が広がるとか、そういうこと。

○石川企画課長 同じ枠です。

○鈴木私学・情報公開課長 追加する事業の内容についてでございますけれども、ハード整備を対象にしているものではございませんで、私立学校の減収の補てんというのと、専修学校に対しましては放射線対策ですとか、生徒募集ですとか、就職支援などの取り組みを支援する内容となっております。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

それでは、ちょうど3時となりましたので、一たん休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き教育委員会のこの際を続行いたします。

○渡辺幸貫委員 農家の一人して一言お話をさせていただきます。先ほどから放射線の間

題が議論されています。ここは農林水産委員会かと思わんばかりの議論であります、きのうは牧草地は 100 ベクレルの、牛のえさですから間接的に入るのだけれども、100 ベクレルに厳格化されたから 1 万ヘクタールになりましたという報道がありました。一方では、国は、同じ 100 ベクレルであります、福島や宮城の 12 年産米は 100 ベクレルを超えていても作付は容認しようと。やはり農業を守らなければいかんのだという、国もいささか迷いがあるかと思いますが、逆に言いますと、宮城や福島の農家はそんなにゼロにまで下げるほど、我々の産地を、農業を無にするのかという議論がこの後ろに控えているというか、強い力があったということは皆さんも御承知のとおりだと思います。

私は、個人的にも、例えば 500 ベクレル掛ける、米は 200 グラム食べて、そして 365 日を掛けた被曝線量は 1 回のレントゲンの検査よりも小さいのだという、この現実といえますか、その数値を大切に議論をしていただかないと農家は立つ瀬がないと、私は思うのです。ですから、先ほど検査機器を買って大いに安心になるべきだと、それはここは子供さんを扱う教育委員会ですから、そういう議論があっても不思議はないのでありますが、ただ被災された 3 県が放射能に対してある程度の基準ということをしつかりと唱えていかなかったら、岩手県はまだ唱えていないわけだから、宮城と福島は唱えました。私たちも、この教育委員会においても、限りなくゼロにしなければならんという思いを胸に、先ほどから児童に対する給食の話がありましたけれども、その点について教育長は、ある程度、我々農家の思いといえますか、産直の思いといえますか、そういうものも心に込めながら食材に対するのかどうなのか、その思いを聞かせてください。

○菅野教育長 もともと地産地消ということで、極力学校給食に地場産品を取り入れようという取り組みを一生懸命やっておりました。今回の事案にかんがみまして、ですから先ほど申し上げたようなシステムを取り入れようとしたわけでございます。やはり地場産品の活用を促進しながら、一方でやっぱりそういう意味で御父兄にも安心をしていただかなければならない。そういう観点から、それぞれ今回学校給食を行っている県立高校にそういう機材を導入したものでございます。したがって、学校給食に当たって、地場産品を極力推進していこうという取り組みには、何ら私どもとしては変更がないものと考えております。

○渡辺幸貫委員 ぜひ被曝線量ということも大いに PR いただいて、さっき言った数字的なものも唱えていかないと、ただ怖い怖いだけでは、自然界にあるベクレルまでだめなのだということに究極的になっては大変ですので、教育の行き届いたこの日本において、数字はぜひ唱えていただきながら、我々の産地の声をぜひ届けてもらいたい。そういうふうな県政というか、そういうものを私は求めたいと思います。

2 番目は、あと一つだけしか聞きませんが、東大が秋入学だと。それはほかの学校も一斉に、第一線にいると思われる学校は、国際的な教育水準を目指して競争力の強化をやらなければいかんと、世界的に日本の大学教育が落ちていると、教育が落ちていると、そういう危機感で今動いているというふうに、このところしばらくそのニュースを我々見聞

きしているわけでありますが、ところが岩手県議会では習熟度について余り言うのものはばかれるような風潮があります。ただ、日本の流れの中で、そしてまた今回高校の志願者の状況が発表されておりますけれども、岩手県の場合にはトップが高いのか低いのか、みんなが入りたいような進学校というのは、割かし志願者の数が多い学校ですよ。入りたい学校の枠は広く、そしてなおかつ僻地といいますか、割かし不便なところとか、そういう職業校にはなかなか人が集まらない。定員の半分とか3分の2とか、そういう学校もあちこちに見受けられるような今回の志願状況だと思います。

ですから、この辺が新しく高校再編の中でどういうふうに、大学が進もうとしている方向性と高校のあり方といいますか、例えばもっと進学校の人数を減らして精鋭にしていくだとか、中高一貫校をもう一カ所ぐらい、一関と盛岡の間あたりにあってもいいのではないかと。いずれ全部が全部上に上がるということではないわけですから、それはきめ細かな個々の子供の希望なり能力なりに合わせた教育が必要ですがけれども、日本全体の流れの中で、そしてまた就職先もやむを得ず都会に就職する人がどんどんふえている、この岩手県でも。そうすると、1クラスとか2クラスしかない高校を出て、東京のまちに行きますと、やっぱり面食らうと思いますよね。そういうことで、私は、通うというか、通学ということの配慮は教育委員会として非常にやってもらって、バスであろうと、さっきもちょっとありましたが、そういうものがあるだろうと思いますが、今後の高校教育の全体のあり方ですか、要するに高校はこういうふうに実は描いているのだと、今回の志願者数の状況だとか大学の行き方を見ながら、私はこういうふうに描いているのだという、描いている絵があったらお聞かせいただきたいと思います。

○菅野教育長 第1は、子供たちのそれぞれ一人一人の個性、可能性というものをしっかり伸ばしてあげたいと。自分たちが将来希望する道に安心して進める、それは学力も含めてですが、学力、それから体、そういう意味で、やっぱり社会人として必要な知、徳、体をバランスよく育てたいというのが私どもの基本的な考え方です。したがって、それぞれの子供が持っている夢や希望を極力かなえさせてあげたい。それがいろんな意味で、例えば今委員からお話もありましたが、学力がネックになっているのであれば、そこを何とか伸ばしてあげたい。ただそれだけではなくて、徳も体もしっかりとつけて、やっぱり将来岩手を支える子供たちになっていただきたいと、それが基本的な思いでございます。

ただ、それを具体的に、今後少子化がますます進む中で、高校教育はどういうふうにそれぞれの地区ごとに担うべきかというものについては、昨年度いろいろ各地区にお邪魔いたして議論させていただきました。ただ、東日本大震災津波を受けて、それぞれの状況が大きく変わっております。また、先ほど委員から御提言がありました東大を初めとする大学の方向性も、これからまだまだ見なければならぬところが多々出てくると思います。したがって、私どもとしては、当面今回の震災の復興に全力を挙げつつ、やはりそういう課題もしっかりとらえながら、必要に応じて今後のあるべき岩手の高校教育のあり方を検討してまいりたいと考えております。

○**工藤勝博委員** 被災された高校の中で、大槌高校でしたけれども、被災地を視察に来た方々を生徒が案内して、被災の状況を生の声で自分たちの思いを伝える、大変すばらしい活動だと思います。そういうことを思えば、今回予算にも計上されていますけれども、復興を担う支援の基金もあります。それなども活用しながら、被災された沿岸の高校の活動の一助として、部活なら部活でもいいし、同志会みたいな、同好会みたいなもので、これから被災地に行く観光客も相当出てくるかと思えます。そういう取り組みができないのか、ちょっとお伺いしたいなと思えます。

○**高橋高校教育課長** 今委員御指摘のとおり、さまざまな活動ができるような事業にしたいと思っています。いろいろ柔軟性に富んだ形にしたいと思っていますので、例えば岩手大学を初め5大学のコンソーシアムというのがあるのですけれども、大学もそういうものに参加して、いろいろお手伝いしたいということもありますし、いろいろなNPOとか各種団体、また個人も含めましてどのような活動ができるか、また検討してまいりたいと思えます。

○**工藤勝博委員** そういう前向きな活動をこれからきちんと。何ととっても地元にいる皆さんがそういう活動をすることによって復興の大きな力にもなるだろうと思えます。県立高校の中でそういう活動ができれば、また岩手としてもこれからの復興のスピードも上がるのかなと思えますし、被災された思いも逆に伝えることによって、そこから一步を踏み出して前に進めるのかなという思いもしておりますので、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいなと思えます。

もう一つ、先ほど斉藤委員からもスポーツのことでお話がありました。幾ら大震災があったという中でも、ことしからはギアチェンジをして、国体に向けてもそうですけれども、普段のスポーツ振興においても、やはり全国レベルの選手が育てば、県民とすれば感激するし、うれしいし、勇気ももらえる。この間、教育長さんのところにスキーマインカレで、きのうインカレが終わったのですけれども、小林潤志郎くんが2連覇をしたと。そういう子供というか、若い人が育てば岩手の力もまたふえていくのかなと思われまので、ぜひともまたそれらも含めて。そのためにはやはりスポーツの大会、これは強化費も含めてそうですけれども、大会を開くことによってそのレベルが上がっていくと思えます。いろいろなスポーツの大会、体協も含めて、そういう誘致の方向に進むように取り組んでもらいたいなと思えますけれども、その辺も含めて、24年度はどういう予定になっておりますか、お聞きしたいと思います。

○**平藤スポーツ健康課総括課長** 大会を開くことということでございますが、これにつきましては、来年度においてはまず4月に八幡平市で全日本の自転車ロード選手権、これはオリンピック予選となるようなレベルの高い大会が参りますし、きのう終わりました全国の大学のインカレスキーも連続の開催というようなことが決まっております。さらに、3月、今年度中にはなりますけれども、ハンドボールの全国選抜大会など、さまざまな高いレベルの大会を実施することとなっております。競技団体と連携をとりながら、それ

らの大会についても実施していきたいと考えております。

○**小西和子委員** 教育事務所単位で放射線学習の研修を行いまして、そして各地教委は小中学校すべての学年で年度内に放射線に関する授業を行うことと、県教委が作成した教材を用いて実施するように通知しました。これは低学年のものですね。パワーポイントなのですけども、包丁が出てきまして、これは何、便利なもの、危ないものと出てくる。そして、危ないけれども、便利だねと。でも、便利なものの反対は不便なものですよね。まずここ変だなと。そういう感じて、マッチとか火とか出てきて、自転車も出ているのです。便利なもの、危ないもの。この延長線上に放射線というものを説明していると、何ということなのだろうと思って、びっくりしました。

そして、放射線はどこにでもあるのだよというふうにして説明しています。宇宙にもあるし、地面からも出ているし、空気の中にもあるし、食べ物にも入っているよと。見えなから気づかないけれども、どこにでもあるのだねと。花からも出ていますと言っているのです。あの福島の子供たち1万4,000人以上が県外で暮らさなければならないということもありますし、岩手県の中だつて県南部で内部被曝がどうなっているのだろうと心配しているときに非常に軽い扱いだと考えます。

それから、電気をつくる仕組みというのがあるのですけれども、なぜかわざわざ、あえて原発を用いる意図はどこにもないのに、暮らしに必要な電気というのに原発を扱っているのです。こうやっている、低学年がこれ理解するのにどうなのかなと。

先ほどレントゲンの話がありました。レントゲンとかというのは自分の意思で浴びるか浴びないかというのは選択できます。ところが、今回の放射性セシウム等は、浴びたくないのに浴びてしまったわけですよ。そこが大きな違いだと私は思います。

そこで、実はこれを何と保護者の参観日に授業した学校もあったのです。そうしたら保護者から、何を教えているのだと、放射線が安全だなんて、こんなことを教えていいのかと抗議が殺到したのです。

そこでお伺いしますが、この教材、低、中、高、中学校、高校とあると思うのですけれども、このパワーポイント等をつくったのは、どこの部署が何をベースにしてつくったのか。それから、ねらいは何なのか。それから、小、中、高とかとあるのですけれども、発達段階を考慮したものなのか。低学年は、何言っているかわかんない、わかんないと言ったそうですけれども、そして子供たちがうちに帰って言ったことは、放射線ってね、危なくないんだつと、そういうふうと言っているのです。

まず、このことについてお伺いいたします。

○**多田義務教育課長** 放射線について考えてみようという県で作成した補助教材について、まずどこの部署が作成したかということでございますが、これは県教育委員会の学校教育室が中心となりまして、総合教育センター、それから各教育事務所、沿岸部も含めまして、各教育事務所の理科担当の指導主事11名で、これを検討しながら作成しております。

それから、ねらいについてでございますが、小、中、高等学校の児童生徒に放射線の性

質や危険性、これも含めて、正しい知識を身につけ、正確な情報と、それから科学的な根拠に基づいて判断して、正しい行動ができるようにということをねらいとしております。いろいろな情報がさまざま、いろんなところで偏った情報に惑わされることなく、学習教材としてこれを学ぶことができるようにということで、県独自で作成したものでございます。なお、この参考になっているのは、文部科学省の副読本を参考にしております。

それから、放射線医学の専門家を検討委員会の中にも交えながら、連携しながら作成しましたし、教員の研修会においても放射線専門の医学の方に講義をしてもらいながら、配慮しながら進めてきております。

それから、三つ目の小、中、高の発達段階を考慮したかということについてでございますが、文部科学省の副読本は、これは小、中、高と学校種別の3種類でございました。これを県ではさらにきめ細かく発達段階に対応するため、小学校は低学年、中学年、高学年と小学校で3種類、中学校で中学校用、高校も基本重視の1型と、専門性の高い2型と2種類作成して、合計小、中、高6種類の補助教材を作成しております。

パワーポイント、スライド30枚程度に見やすくしながら、それから先ほどの授業の導入の部分で低学年にわかりやすい興味、関心を引き起こすために、包丁とかマッチとか自転車とか、それを1時間やっているわけではございませんので、その中で導入を踏まえて展開をしながら最後まとめていくという、そういう流れに、役立つように作成したという補助教材ということでございます。

以上、かなりの配慮をしながら検討委員会が検討を重ねて作成しております。先ほど話ありましたが、福島からも本県には106名の転入の児童生徒がございまして、やはりこの子たちが学習の中で傷ついたり、あるいは疎外されたりということも含めまして、専門の方と御相談しながら、こういう形になったということでございます。

○小西和子委員 熱心につくったということはわかりましたけれども、ベースにした文科省の副読本というのは、電気事業連合会がつくったものだということはお存じでしょうか。これは推進派の方々でございまして。

それから、センターで研修を行ったときに、医大のお医者さんが講師にお見えになったということですが、安全だ、安全だというふうに言っていたのだそうですね。だから、研修を受けた教職員たちはびっくりしておりました。

それから、何よりも安全だけを強調しているというのでは、本当に放射能に対する正しい知識を教えることはできないので、本当に現場は大混乱です。これをこのままおろしていいのかどうかということ。

それと、私これを見たときに、どこかで見たことあるなと思ったのです。それはどこかかというと、六ヶ所のPR館だったかな、PR館。PR館で見たのと本当に同じなので、これは保護者から非難ごうごうなのですから、このことについて県教委はどのように受けとめますか。

○多田義務教育課長 今回の文部科学省で作成した副読本についての編集にかかわる作

成委員会についてでございますが、作成の委員長は東北大学の名誉教授を中心にいたしまして、大学教授、学識者、現場の教員、それから放射線医学の総合研究所、この方々が作成委員会。監修につきましては、日本医学放射線学会、それから放射線医学総合研究所。写真提供、協力にあたり、先ほどお話にありました電気、発電の関係の方々、メディカル株式会社とか、そういう写真提供の部分で原子力文化振興財団と。写真提供、協力ということで奥付のほうにそういうふうに記してございます。

それから、もう一つございました。さまざまの保護者からの御意見ということで、今12月から学習を実施しまして、先ほどの参観日でやった事例とか、それから保護者の御意見とか、これから寄せられてくる段階というふうにとらえております。現在のところ、ある地域からは、保護者のほうから市教委で聞き取ったところもございますけれども、今までの不安や危険性、それからどのような留意事項があるかということについて適切に育てる教材ではないでしょうか、それからナイフ、自転車などを例にしておいて、これは低学年であれば身近な生活体験に結びつけながら理解を図っていけないのではないかとこともいただいております。今後寄せられた意見をまたこちらのほうでも検討委員会を中心に、改善を含めてこちらもそういう時間をとりたいと考えております。以上でございます。

○小西和子委員 ぜひ改善を要望いたします。

次、二つ目ですけれども、心と体の健康調査というのがありましたけれども、まずどのような配慮をしたのか。親御さんを亡くしたり、おじいちゃん、おばあちゃんを亡くしたり、とにかく身内を亡くした子供が大勢いるわけですけれども、どのような配慮をしたかということで、まず学校で全部記入したか、低学年の配慮はどうしたか。それから、外部からの反応は何かあったのでしょうかということをお伺いいたします。

○田村生徒指導担当課長 心と体の健康観察ということで調査を実施してございます。その御質問かと思えます。まず、この健康観察につきましては、子供たちが抱えている目に見えないストレス等を教職員が早期に発見、そして早期に対応できるよう、また中長期にわたって子供たちの心のサポートをするための参考資料として実施したものでございます。

委員御指摘のありました実施上の配慮事項といたしましては、回答しやすいように極力記述を避けて、選択方式にしていること。また、小学校版につきましては、ルビを振ること、絵を入れるということで、低学年でも回答しやすくしていること。

また、亡くなった子供も当然いるわけですし、亡くなった子供といたしますか、親御さんを亡くしたり、関係者を亡くしたり、そういう子供に関しては、といたしますか、当然アンケートを実施する中でぐあいが悪いとか、回答したくないという子供に関しては、それはもう任意でやっているもので、必ず書けと強制しているものでは全くございません。また、教員も一部記述をしていただいているのですが、これも選択方式にしてございまして、児童生徒、そして教職員に極力負担がかからないような形を配慮したところでございます。

次に、保護者、地域等の反応、評価のことでございますけれども、実施後、沿岸部の小、中、高、数校から聞き取りをいたしました。保護者からの問い合わせは特にはなかったと

いうふうに伺ってございます。また、その後各学校においては、保護者面談等でこれを保護者と共有し、教育相談等に有効活用していると伺っております。また、これは新聞報道にもございましたが、県のPTA連合会では、子供たちの状況を知り、ケアしていくためにはよい取り組みという一定の評価をしているということから、この健康観察の重要性については認識いただいているものかなと考えてございます。

よって、今後におきましても、学校、市町村、教育委員会等のニーズを把握しながら、これもやはり改善するべき点は改善をしながら、当面継続的な取り組みを続けてまいりたいと考えてございます。

○小西和子委員 私も大変評価しているというような声も聞いておりましたが、実は私のところに手紙が来まして、この方は沿岸に住んでいる両親を亡くされて、小学校の子供のいる方です。途中から読みますと、後日に健康観察のこの調査項目等を見る機会があったと、そして愕然として、悔しくて悔しくて涙があふれてとまりませんでした。県議会の先生方は調査票の内容を御存じなのでしょうか、議会の場でしっかり議論されたのでしょうかということで、6、9、14を取り上げて、あのこと、大震災や他の大変なことが頭から離れないことがある。9、ちょっとしたきっかけで思い出したくないのに思い出してしまう。14、あのことを思い出させる場所や人や物には近づかないようにしている。あのこと、あのこと、あのことの連続ですということで、この子供はかなり傷ついているということでした。このようなアンケートを受けなければならないものだろうか、こんな仕打ちを受けなければならないのでしょうかというふうにして私に訴えてきたわけです。全く差出人も書いていないのでわからないのですけれども、例えば交通事故で親が亡くなった場合に、こんなことを聞くのだろうか、あのこと、あのことと聞くのだろうかというふうに言っています。これから先何年間も継続して調査するわけですね。そのときに、嫌だったらやめてもいいよと子供言われても、小さいときからテストとかなんとかは最後までやらなければならないとすり込まれていますよね。なかなか嫌だと言いつけられない。できれば事前に、こういう調査をしますけれども、何かありましたら学校に連絡してくださいみたいな配慮が欲しいのではないかなと私はこれを読んで思いました。

このお母さんは、直接子供に聞く必要がありますか、直接子供に聞く内容は何かと。保護者や先生に聞く方法ではだめなのですか。保護者に対する事前事後の説明をなぜしなかったのですか。保護者の同意は必要ないのですか。この後です。子供たちは研究素材、観察の対象物ですか。そして、あなた方の真のねらいは何ですか。不信感につながっているわけです。私は、阪神・淡路大震災の後、二、三年後に心のケアの対象者がピークになったということも見聞きして知っておりますので、多分そういう対象の子供たちがどのくらいいるか、どの子はその対象者かというようなことの判断材料にもするのだとは思いますが、やっぱり両親を津波でさらわれたという方にはすごい辛いことなわけですね。お孫さんもそう、お孫さんてあれですけども、その子供もそうだということです。というので、御配慮をいただければと思います。何かありましたら、教育長、お願いします。

○菅野教育長 先ほど委員からお話のありました阪神・淡路大震災では、発災後しばらくたってから非常に心にダメージを受ける、それが発現している子供が非常に多かったというのがございます。したがって、そういう子供たちの心の動きというのはなかなか外部から、本来は教員が一番身近な者として子供たち一人一人の観察をやっているわけですが、それを補助するものとして、それだけではわかりかねる部分もありますので、そういった面で継続しての調査を取り入れたわけです。ただ、この調査に当たっては、全国的にも例がないことから、非常に私どもも悩みました。したがって、臨床心理士を初め各専門の方々いろいろな中身を御検討いただいて、こういう質問はこういうふうにしよう、ああいう質問をこういうふうにしよう、そしてこういうねらいだということをいろいろ検討を積み重ねて、こういうシステムにしたわけでございます。ただ、私どもとして反省しなければならない点も、今回を踏まえて多々あると思っております。ただ、ねらいはあくまでも、今委員御指摘のありましたとおり、子供たちの心の動きというものを継続的にずっと見ていかなければならないと。長い期間にわたって私どもとしてサポートを続けていかなければならない。それが起こったから対症療法的にやるのでは、恐らく間に合わないであろうという思いもありまして、こういうシステムをとらせていただきました。したがって、今後も臨床心理士の専門家の方々の御助言もいただきながら、やっぱりよりよい方法に、今御指摘のありましたそういう御意見をいただかなくても済むように改善に努めてまいりたいというふうに思います。

○小西和子委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次、二つありますけれども、まとめて質問します。中学校の武道必修ということが新聞紙上にかなり載っておりますけれども、県内の中高生の過去の事故等、授業や部活での件数をお知らせください。2010年までの21年間で、114人も死亡者がいるというようなことは新聞の情報ではわかっておりますけれども、これは全国の分なのですけれども、県内のをよろしく願いいたします。

それから、選択の割合です。一番経費がかからない柔道を選ぶというのが多いのではないかなと思いますけれども、選択の割合がわかっていただければお願いします。

それから、指導資格を持っている教員というのはどのくらいいるのでしょうか。かなり少ないと思います。その場合は、数日間の研修で教えられるようになるとは思えないのですけれども、どのようにしてそれを賄うのか。

それから、事故を防ぐための対策についてお伺いいたします。

二つ目の項目ですけれども、高校再編についてですけれども、今は凍結になっておりますが、今後の高校再編に震災による影響はあるのでしょうか。例えば内陸等に沿岸部から人口が流出しております。心配したほど今回の募集には影響はなかったようには思いますけれども、これからだと思っておりますけれども、人数が減ったから定員を少なくするというようなことがあるのか、ないのか。まちが復興してから戻ってくるという住民もあるわけで、そのときに枠が減っていたりすると、この高校には入れないということになりますの

で、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○平藤スポーツ健康課総括課長 武道の必修化にかかわる柔道のということによろしいですか。

○小西和子委員 はい。

○平藤スポーツ健康課総括課長 柔道に関しまして、平成 18 年からきょうまで、県内では死亡あるいは後遺障害の残る重大事故は発生してございません。

それから、来年度、柔道を履修させる予定の中学校ですが、これにつきましては 184 校中 160 校、割合は 87%でございます。

それから、指導者でございますが、基本的には体育の授業は保健体育の免許を持った教員が指導してございます。ただ、柔道など特殊な種目でございますので、手前どものほうで柔道研修会等を実施してございます。柔道研修会を受講した者、あるいは柔道の有段者である者、その割合は 77.5%。ちなみに、来年度柔道を履修させる予定の 160 校のうち、武道受講者あるいは有段者のいる学校数は 153 校、95.6%となっております。これにつきましては今後人事異動などあることでしょうし、いない学校も現実にございますので、研修会等を受講させていきたいと考えてございます。

今後の対策ですが、現状といたしましても、資質向上のために各種研修、柔道指導に係る実践校の指定、各種通知等の発出によりまして安全指導を行ってきたところでございます。安全指導の徹底と、柔道の特性や魅力に触れる授業ができる教員を多く養成していくということで対応していきたいと考えてございます。

○上田高校改革課長 高校再編に関しての震災による影響についての御質問でございます。委員から御指摘ありましたとおり、被災地域におきましては、例えば今仮設住宅にお住まいの方々、これがどう動いていらっしゃるか。あるいは内陸部へ転居を一たんはされた方々のその動向はどうか。これを現時点でしっかりと見きわめるということは困難であると考えております。

第 2 次県立高等学校整備計画（仮称）、いわゆる再編計画でございますけれども、県内各ブロック、例えば中学校の卒業生がどのように推移するか。加えて、被災地域での地域づくりの方向性、これがどうなるのか。こういったところを見据えつつ、地域の皆様の御意見をきめ細かにお伺いしたいと思っております。その上で慎重に検討してまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 私もこの武道の必修、今問題になったので、先にお聞きをしますが、学校内の事故で一番死傷者数が多いのは柔道なのですね。統計的にはそうなっているのだけれども、これについての原因究明というのは、全然されていないのですよ、文科省では。ところが、武道の必修化ということで、必修だけは進められると、これは本当に私は異常なことだと思います。今までの柔道というのは、基本的には部活動です。今度はすべての子供たちを対象にしてやるというのですから、これは壮大な実験ですよ、これ。一番学校で死傷者を出す、事故の比率が断トツで高いのです。NHKも特集番組組みましたよ。そう

いう意味でいけば、研修を受けたという程度で済まない。やっぱり本当に柔道の指導者の協力を得るとか、きちんとした安全対策というのがとられるべきだと思うけれども、そういう点はどうですか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 武道必修化について若干御説明いたしますが、これまで、現在中学校の体育分野ではダンス、武道の中からどちらかを選択するというございまして、現在でも155校が柔道を実施しております。今回新たに全員が柔道を履修するのだということには当てはまらないということをお理解いただきたいと思います。

それから、委員御指摘のとおり、事故が多いという競技ではございますが、基本的に保健体育の免許を持っている者が安全に配慮して指導するものでございます。さらに、その上に特別な研修を行うという考えでございます。

なお、競技団体のほうに積極的に動いていただきまして、この春にも競技団体と連携した形で講習会を実施することとしてございますし、外部指導者として柔道の専門家、地域におられる専門家の指導を仰いだりして、指導力の足りないところは補っているところでございます。

○斉藤信委員 課長がそう言うのだったら、では全国にどれだけ事故があつて、その原因究明はどうされているのですか。そういう対策がないから言っているのですよ。わかっていますか、そこの実態は。今まで、いわゆる学校の事故だから、あれは独立行政法人ですか、そこが全部把握しているのです。しかし、普通、交通事故なんていうのは全部事故原因を究明しているのですよね。それがその後の交通安全対策に生かされている。文科省はひとつもそれをやっていない。わかっていますか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 部別、原因別という形でしか出てございませんで、現在は頭部打撲による損傷といいますか、重症事故が多いということできてございます。ただ、基本的にはぶつとといいますか、頭を直接打つという障がいのほかに、現在加速障がいといひまして、頭が急に速いスピードで動くことによる内部の損傷というのが言われてございまして、文部科学省のほうでは来年度に向けて、大外刈り、あるいは大内刈りというような真後ろに倒れるような技術、わざを扱わないような方向で検討してございまして、近々通知が来る見込みとなっております。私どももその知見をもちまして、そういう形で指導させていただきたいと考えてございます。

○斉藤信委員 それは、さまざま指摘されて、文科省が見直しただけの話なのです。最初はそれも入っているのですよ。だから、そういう意味では、これは全国的に大問題になって、見切り発車でやられようとしているというところにみんな危惧を持っているので、ぜひ岩手とすれば徹底した安全対策、これをやっぱり講じるように、文科省が決めたからやりますなんていうのではなく、徹底した安全対策を講じるようにしっかりやっていただきたい。

次に、ことしから新教育課程が実施をされました。新しい学習指導要領に基づいて学習の量も中身もふえると。ところが、先生がそれによってふやされることはなかったと。こ

これは、教育研究開発センター、ベネッセ、新教育課程に関する調査というのを校長先生、現場の先生、父母に行ったやつはかなり詳しい調査です。その中には、こういうのがあるのです。いわば教える中身も時間もふえたのに、教員の悩みは、教材研究、教材準備の時間が十分とれない、92.5%。教育行政は学校現場の状況を把握していない、81.8%。児童間の学力差が大きくて授業がしにくい、75.8%です。もう一つは、学習指導要領の実施によって児童がどのように変わっているかと。疲れている児童がふえた、39.3%。児童間の学力格差が大きくなった、40.1%。私、かなりこれは深刻だと思います。結局学習指導要領で学習時間も内容も変わってふえたのだけれども、それによって先生がふやさされたわけでもない。それによって学校の現場が改善されたわけでもない。そういう中でやっているから、土曜日の授業とか、休みの授業とか、そういう形になっているのです。この問題について、まず一つ、今の現状、こういう調査もありますけれども、どういうふうに把握しているでしょうか。

○多田義務教育課長 新しい学習指導要領の本格実施、平成23年度は小学校、24年度は4月から中学校、そして25年度、高等学校と。先ほどの調査データについては、小学校の今年度の本格実施について調査されたものでございます。教育研究開発センター、ベネッセというところの調査になります。実施されたのが2011年6月、7月ということで、1学期、実施されて3カ月目というところになります。

それで、全国の調査になりますけれども、一つは、まさに前回の平成14年度の新しい指導要領の本格実施の際も、いわゆる週5日制の実施でございましたが、やはりさまざまな課題や先生方の苦労とか課題ということの解決、2年、3年がかりでさまざまな研修や実践事例の発表を重ねながら工夫を広げていって、定着させるという流れでございました。したがって、今回先ほどのさまざまな教員の悩み、それから子供たちの実際の変化とかそういったものも、これからいろんな形で調査を進めて、民間だけではなく行政としても調査する時期が来るというふうにとらえております。

それで、本県の実情に限って申し上げます、まさに6月、7月は、小学校の部分も学校再開をして、1カ月おくれの再開をして、校舎もままならないところでの本格実施スタートということで、さまざま別の問題での課題も大きくあったところでございます。それで、これからまさにそういった意味では、本県も小学校、そして中学校は4月から始まりますので、調査のさまざまな悩み、課題の部分をいろんな形で検討しながら、教育課程の本格実施に対応していきたいと思っております。例えばこの資料の中でも、成果の部分も大変出ております。子供たちがわかりやすく伝えたり、説明できる、そういうことがふえてきたとか、それから教員の工夫の部分でも、学校行事を精選するとか、学期初め、学期末の短縮授業を減らすとか、そういった工夫が短い期間でもなされております。そういったものを本県としましても、いろんな教育課程の発表会とかを通じまして、前回の指導要領実施の後の2年、3年の時間はかかりましたけれども、そういった形をもちまして対応していきたいと。学校の現場が混乱を招かないように進めていきたいと考えております。以上

でございます。

○**斉藤信委員** 私は一般質問でも、今の学校現場がテスト漬けになって、子供たちはテストで苦しめられ、先生方は1日の勤務時間10時間、子供に寄り添う時間がなくて、授業の準備が1時間もないと。こういう中で教える中身はふえた、事業時間はふえた、私は本当に深刻な矛盾だと思いますね。今先生方は、本当ならゆとりを持って、こういう大震災に直面したときですから、ゆとりを持って一人一人の子供たちに寄り添って、子供たちの成長と発達を支援すると。そういう教育条件、教育環境をつくるのが教育行政の最大の仕事だと思うけれども、今の実態、こういう異常な実態についてどう考えていますか。

○**多田義務教育課長** 一つは、教員の教育課程に対する配置ということでお話をいたしますと、特に理数については時数もふえまして、理科教員ということで、全国で配置数をふやすという方向で進めていくと。平成24年度、中学校についてはそういう形で理科のほうに重点的に、そういう状況になっていることは聞いております。

教員の多忙ということにつきましても、多忙化検討委員会で作成したそれぞれの役割分担の中で、行政、それから市町村、学校現場、それぞれのところで多忙化についてのさまざまな議論を重ねながら、まさに今その最中であると考えているところでございます。

○**斉藤信委員** 私が言いたいのは、教育行政の一番の責任というのは、先生方がゆとりを持って子供たちに寄り添って教育できる、そういう条件、環境をつくることだと。ところが、今やっているのは何かというと、目標達成型の学校経営なのです。それで、岩手県教委が先進事例でホームページに公表したのがあるのです、目標達成型の学校経営でこういうのやられていますよと。例えば、私は前にも紹介したことあるけれども、水沢中学校の目標達成型学校評価、見て驚きました。学校経営計画の内容は、教師の職務課題として校長面接時の資料となる。いわば学校目標をやっているか、やっていないかが職務評価にかかってくるということです。教員評価にかかってくると、こうなっているのです。そして、5月上旬までにこの計画を作成して、7月上旬、11月に自己評価して、管理職は10月、12月、2月に確認すると。私これは異常だと思いますよ。学校経営目標が職務課題にして、校長面接の資料にして、教員評価にする。教員評価の問題は大問題になったではないですか。校長会が大反対して、こんなことをやったら先生方の協力、共同が壊されるというので大問題になって、そういう主観的な評価はしないという暗黙の了解のもとにあれは今やられているのです。しかし、現実はこちらが先進事例で紹介されているのです。子供たちが主役ではない、学校の目標が主役の、その目標に基づいて検証、検証。これが先進事例なのですか。

○**多田義務教育課長** まず初めに、一つ目の目標達成型の学校経営に取り組んでおります岩手県の考え方、これからの岩手の義務教育ということで、この中に説明しておりますけれども、一番肝に銘じているところでございますが、明文化されております。学校や教職員を競争させる市場原理的な視点に立つことなく、今日までの岩手の学校教育において、多大な成果を上げてきた数多くの教育実践を礎として、それを深化、発展させていくこと

が重要である。この部分は十分、委員御指摘のとおり、肝に銘じながら取り組みを進めてきているところでございます。

もう一つの目標達成型、水沢中の事例についてでございますが、確認シートについての水沢中の工夫は、学級担任の学級目標と学校の学校教育目標、これの一体的な取り組みを進めるために、それぞれの担任の業務課題を確認するという意味での取り組みであったというふうにこちらもとらえております。決してそれが教員評価につながるということではなくて、学校経営目標に向かってどの学級も一体となって組織として進むということのための、整合を図るためのシートであったと伺っております。

県教委がさまざまな先進事例として事例集をつくった場合も、それぞれ情報提供ということで取り組みを紹介しているところではございますが、この水沢中の場合もそういったとらえ方で、先ほどの教員評価というようなところまで踏み込んでいるというか、そこまで極端な形ではないという部分での事例紹介ということで、初年度でございましたけれども、そういう形で取り上げたということでございます。

○齊藤信委員 そんなごまかしはだめですよ。大体目標達成型の学校経営というのは、検証できる、数値化した目標でPDCAサイクルでやるのです。でなかったら検証できないのだから。市場原理主義ってそういうことなのですよ。だから、本当に限定された目標が設定されるのです。しかし、一回目標が設定されれば、その達成のために検証して、学校が動いてしまうのですよ。

いいですか、水沢中学校のやつは、私がさっき紹介したところは極めて重要なところですよ。学校経営計画の内容は、教師の職務課題として校長面接時の資料となる、ですよ。こんなやり方をあなた方を先進事例で紹介しているのです。とんでもない話ですよ。教育の目標と教師の評価と一体だということですよ、職務課題ということは。あなた方は、これを見て、先進事例で紹介しているのですよ。私は前にもそのことを指摘した、そういうことをやってはいけないと。

ここにはちゃんと書いているのです。目標が達成したかどうかの目安は、客観的な数値と生徒の自己評価、数値化処理したもの、教師と保護者のアンケートなどをやるのだと。学期ごとに検証して、校長と面接をしてとやっているのですよ。これでどうして自由な教育ができるのですか。授業の準備が1時間でもできないのに。先生方が一人一人伸び伸びと、本当に子供たちの実態に悩み、苦しみ、寄り添ってやるという、それが本来の教育の姿。教育長、余りこれは論争したくないので、そこをお聞きしたい。

○菅野教育長 やっぱりそれぞれ子供たちは毎年毎年違ってきます。それぞれの地域によっても、学校の抱える課題というのはそれぞれ違ってきます。したがって、より地域と一緒に、家庭と一緒に、その学校、子供たちを育てていこうと。そのためには学校が何を目指しているのかということをお父兄も含めてわかりやすくお伝えする。開かれた学校づくりをやろうと。そういうことで、目標達成型の学校経営を行ってきているところでございます。まず、ことし私どもはこういう学校づくりをやりたい、子供たちをこうい

うふうに育てたい、非常にある面でわかりやすい目標になるかもしれませんが、そういうことを御父兄と一緒に共有しながら、一緒にやっぺいこうと。やっぺい教員によってもいろいろ、若い教員もおりますし、多様な教員がおられます。したがいまして、学校でみんなだこれをやっぺいこう、では悩んでいるところは、どこがうまくいかない、例えば学級経営で若干悩んでいるのはどこだろうということを逐次管理職が面接をしながらサジェスチョンをしていくというのは、学校ならずともどこでも恐らく大事なことだろうと思います。したがいまして、常にやっぺい学校長がそれぞれ若い教員、いろんな教員を的確にサポートしていく。それはある意味で管理職としての力量が問われる場面でもあるかと思いますが、それはやはり学校であつても必要な場合だろうと思つてございますので、そういうことで、決して教員が、ここがあなたはだめだとか、あなたはだめだからペケにするとか、そういうことではなくて、とにかく育てようということで、それぞれの管理職は面談をしながら教員をサポートしていると理解しています。

○**齊藤信委員** 私、教育長はもう少しまともだと思つていましたが、誤解していましたね。私が厳密に水沢中学校の問題のところを具体的に指摘しているのですよ。学校経営の内容が教師の職務課題として校長面接時の資料となると、こんなやり方でいいのかと。これで自由な教育ができるのですかと。教員に成果主義導入するときにはこれは大問題になって、小学校校長会も反対したのですよ。私は学校の目標を持つことには反対しません。それをPDCAサイクルで検証するというから間違いになるのですよ。教育の目標なんていうのは、半年とか1年で検証できる目標なんてほんのわずかしかないのです。そうすると、全体を見失ってしまうのです、そういうことをやっぺいしてしまうと。市場原理の導入と、本来教育の原理というのはなじまないのですよ。

こんな水沢中学校のやつは模範例ですか、では聞きますけれども。学校の目標を持って、職務権限で校長がそれを面接すると、こういうやり方が模範例で出されたらとんでもないことになりますよ、岩手の学校は。

○**高橋学校企画課長** 目標達成型という形の事例として、その事例が載ったことがありましたが、先生の指摘・・・。

○**齊藤信委員** 一番新しい資料よ、昔の資料ではないよ、これ。

○**高橋学校企画課長** 現在は更新して、その事例は取り下げでございます。

○**齊藤信委員** いやいや、私、一番新しいのもらつたのよ、これ。何言っているの。何見ているの。

○**高橋学校企画課長** いえ、再度見ていただくとあれですけども、修正をさせていただいております。

あと、教員評価との関係のことについて、若干お話をさせていただきたいのですが・・・。

○**齊藤信委員** 冗談じゃない。2012年1月4日付のあなた方の公表資料ですよ、これ。何言っているのですか。そんな事実誤認はやめてくれ。だめだ、そんな答弁していたら。

○**多田義務教育課長** 委員にお届けしたのが、ホームページ上の不都合があつて、アップ

したデータが2012年1月ということになります。実際は、昨年いわて型コミュニティ・スクールでフォーラムを開催いたしまして、そのときに最新事例として冊子にしたものが一番新しいというか、昨年度のものになります。事業は昨年で終了しておりまして、この冊子そのものになりますので、これは平成22年1月ということで、2年前の冊子になります。水沢中の事例も、そういった意味ではその時点での事例でございます。

そして、この事例集につきまして、水沢中の事例として押しつけるようなものでもありません。事例集の性質がそういうものでございまして、学校経営、目標達成型の事例として示したものであるということで、あくまでも各学校のそのほかの事例は全く別のものになっておりまして、それぞれ工夫が生かされている内容になっておりまして、昨年度のフォーラムでもさらに地域住民との連携、協働という、そちらに重点を置いた事例になってきております。何分にも最初にまとめた事例の中には、そういった意味で大きな枠組みということでまとめておりまして、決して押しつけたり模範ということでこのような冊子にしているわけでもありませんので。

ホームページ上は、さっきの2012年ということでアップしたときの古いものだったということでございます。日付は新しいということになってはいますけれども、そういうちょっと間違いを、資料提供の間違いだと思えますけれども。

**○斉藤信委員** いずれ水沢中学校は3年間やったのでしょ、これで。それで、あなた方はわざわざ1月にこれを公表したわけですよ。ホームページに公表されているのですよ、これ今。これ古いものだなんて、そんな言い方したら、とんでもない、あなたは陳謝しなければだめだ、そんなことしたら。しかし、あなた方はこれ評価してやっているのでしょうか。私は、これは極めて学校教育からいけば逸脱があるよと指摘しているのだから、それは前にも指摘しましたよ。ほかのところだって問題が多いのですよ。水沢中学校だけではないですよ、率直に言うけれども、同じような発想でやられていますよ。年間何回も検証してね。そんなことをやったら、先生方は今でも忙しくて子供に寄り添えないのに、まさに先生方を困難に追いやっているやり方ではないのかと私は指摘しているわけですよ。

いずれ、古くて間違っているのだったら陳謝してください。今でも有効だというなら、ちゃんと答えてください。

**○多田義務教育課長** 1月のアップについては古い資料であったということで、本当に申しわけなく思います。ホームページ上のこちらの間違いでございますので、もう一度アップし直したいと思えます。よろしくお願いたします。

**○熊谷泉委員長** 斉藤委員に申し上げます。

**○斉藤信委員** わかった、わかった、では最後の質問。では、最後の。残念、これで時間つぶすつもりは全然なかったのだけれどもね。最後の質問で。

教育委員会委員長と本会議場で論争した問題で少し突っ込んでお聞きしたいのだけれども、私は、学校の現場がテスト漬けになっているよと。そして、さまざまなテストの結果というのは、市町村教委単位で学校に順位つけて公表されて、だから県平均を上回るよう

な目標が学校の目標になっているよと指摘をしました。教育委員会委員長は、そんなことはない、出してはいけないと、そういう学校の順位を。テストというのはそういうものではないのだと。私は、教育委員会委員長の言っていることは正論だけれども、実態ではないと。

今どれだけテスト漬けになっているのか。学校の現場ではどんなテストがされているのか。それは市町村教委単位で学校の成績が全部出ていますよ、父兄には示されていないけれどもね。そういうのをあなた方はもちろん把握していると思うけれども、教育委員会委員長の答弁からいって、これは是正しなければだめなのではないですか、そういう実態は。いかがですか。

○多田義務教育課長 県の学習定着度状況調査については実施の要領に、それから結果の活用について、通知の中で明文化しておりまして、活用については極めて慎重に行うと。結果の公表等についてはこだわらないということで、市町村別の序列化、あるいは学校間の競争などにそれがつながらないようにということでこれは伝えているということで、毎年実施しております。あくまでもテストというより調査として、基礎学力の定着度と、それから質問紙の中で一人一人の子供の生活習慣とか生活環境についても同時に調査しながら、どうすれば一人一人の子供の学びの環境が整っていくか。そして、結果がやはり一人一人の児童生徒の能力伸長につながるようにと。それから、教師の指導改善に生かすということが一番の眼目でございまして、毎年実施しております。そういった意味で、市町村の中でその趣旨を生かして実施していただいている、あるいは結果を活用していただいているというふうにはこちらはとらえているところでございます。

○斉藤信委員 私の質問に答えていない。どれだけのテストが学校現場で行われているかですよ。全国学力テストがあり、岩手県の学習定着度調査があり、市町村のテストがあるのですよ。そのほかに民間の業者テストというのもあるのです。大変なことなのです、現場は。そして、実態を把握してください。私が具体的に指摘したのだから。間違いだったら間違いだと指導してください。テストのたびごとに学校の順位つけられたら、それは校長先生だって大変ですよ。それが学校の目標になるのですよ。あと10点上げようとか、県の平均を超えなければだめだとかと、実際になっているのです。だから、私言ったでしょう。過去問題のドリルが今平然とやられているのですよ。これが教育のゆがみでなくて何なのかと。

これ最後にしますが、学校現場どれだけの試験がされているか。そして、私は、それが本当に過去問題のドリルまで横行して、順位まで公表されて、そういう試験のための勉強にゆがみが出ているのではないかと。ゆがみだというなら実態を把握して、是正の指導をすべきだと。

○多田義務教育課長 実際に行われている試験についてですけれども、校内で行われている試験を除きますと、全国学力調査、これは抽出ということで、毎年行われて2年目になります。それから、県の学習定着度状況調査、これは県としてのねらい、趣旨を持ちまし

てしっかりと全員の学習状況調査になります。それから、市町村で独自に行っているのが CRTとかNRTという、そういう市町村独自の調査がありまして、これは本当に基礎、基本の定着を調査するというので、そういう独自の調査をやっている市町村もございませう。この三つ、それぞれねらいを持ちまして役割分担をしながら、どの調査もやはり一人一人の児童生徒ということ、国の調査は全国のそういう状況を把握しながら、次のいろんな施策に結びつけていくというねらいということととらえております。

○**斉藤信委員** いやいや、だから、学校の順位を出すのは問題だというなら、問題だと言ってください、はっきり。やるべきではないと。

○**多田義務教育課長** 委員長もお話ししたとおり、学習状況調査の趣旨は、やはり一人一人の児童生徒のつまずきを見つけて、そしてそれを本人が気づいて取り組む。それから、教師自身も授業のあり方、あるいは指導の工夫に結びつけると、大きくはこの二つでございまして、決して学校間の競争ということにつなげるものではないということだけは、今後もまた通知等を含めて、しっかりと徹底してまいりたいと思います。

○**小泉光男委員** 二つ、手短に行きます。先ほどの議案の審査のときに本当は質問すればよかったのですがけれども、予算に関する説明書の204と205ページ、ここには図書館、博物館、美術館ということで並んでいます。図書館とはかの博物館、美術館との違いは、一つは、博物館、美術館は岩手県の文化振興事業団がやっている。図書館は、館の運営は同じですがけれども、貸し出しは図書館情報流通センターという民間という違いがありますね。そういう違いがまずあるということ。もう一つの違いは、博物館と美術館は月曜日が休館日で9時から大体6時閉館ですね。図書館は月1回の休みで、午前9時から午後8時までということとでございます。

ところが、これを見てもみますと、給料の減が図書館費のところが多いように見えます、マイナスで。どうもこれは外廓団体の県のほうの報酬とかはいじらずに、民間の委託した図書館情報流通センターのところだけ減らした、うがった見方をすると民間いじめになってはしないかと。

もう一つ言いたいのは、宮城県図書館、泉区の紫山にあるのですが、立派さは県立図書館の倍以上あります、100億円かけた図書館ですから。でも、断トツに岩手県立図書館のほうが多いです、利用者は。倍かもしれません。そういう中で、午後8時までやって、月に1回しか休んでいないのに、ここだけの給料、手当を引いていく、あるいは来年度以降はそんなことでいいのかという私は疑問を持っていますので、これについての御所見をお願いします。

○**錦生涯学習文化課総括課長** この図書館費の給与の部分ですがけれども、こちらにつきましては県直営で行って部分についての給与の減でございまして、具体的には県職員9名の給与に係る減の部分でございます。

○**小泉光男委員** そうすると、図書館情報流通センターの給与というのは、どの科目、どういう名目で出ているのでございましょうか。

○**錦生涯学習文化課総括課長** 県立図書館につきましては、アイーナの中の1施設でございますので、アイーナ全体を所管しております政策地域部のほうで、このTRC部分の費用についても計上されているということでございます。

○**小泉光男委員** もう一つあります。きのう再質問で予定したところもありますけれども、文化芸術振興について、私は今言ったような施設とは別に、個人的な提言ということで、ここの県議会のロビーとか本庁舎の渡り廊下を用いた、絵画、写真の作品展示とか、県出身者の若手アーティストなどの実演とか、各地の伝統民俗芸能の披露、そんな形にしてはどうかと。そのことで県民に開かれた議会のPRや、それから我々、議長とか県議の認知度といいますか、知ってもらえると思いますし、何よりも今後活躍が期待される岩手県出身の若手アーティストが県議会議事堂のロビーで演奏できたということは非常に誇りなのです。大道芸人がみんなの前でやって上達するように、若い人たちが5分でも10分でも、県議会議員という岩手県を発信できる場所で演じてきたという部分は、県民会館とかマリオスと全然違うのです。そういった意味で、意識のためにも、それからそういう文化芸術振興の発展のために、これは教育委員会なのか議会の事務局なのかわかりませんが、実はそうすることによって、若手のアーティストが伸びる。

今水面下で岩手県にも交響樂團をつくろうという話が出ております。仙台と山形にあるのに文化芸術を標榜する岩手県にないのはという声もあって、私もこれが大きく動こうというふうに思っております。そういったときに、やっぱり岩手県ですから、オーケストラということで、公演は限りがあります。なので、こういうミニコンサートだとかいう、県議会あるいは学校とか施設だとか、そういうような形にしていかなければ、仮に岩手県でオーケストラを立ち上げて、1年で挫折して、いつの間にかアンサンブルになってしまうということもありますので。そういった部分での取り組みを、特に錦生涯学習文化総括課長には、文科省から出向の課長でございますし、そういう動きをこれから国にもお教えいただきたいと思っておりますので、御支援方々御質問させていただきます。

○**錦生涯学習文化課総括課長** 委員御提案の議会等の文化施設以外での文化芸術の催しの開催といった御提案ですけれども、これにつきましては、県民の皆様がより身近なところで文化芸術に触れていただく方策の一つであると思っておりますし、またアーティストの活躍を確保する、そういった方策の一つであると考えております。

例えばですけれども、平成17年度には県議会の300回記念行事として、本会議場においてコンサートが開催された実績もございます。今後岩手県文化芸術振興指針の見直しなど、県の文化施策を検討する際には、その文化芸術振興におけます県の役割、こういったものも踏まえつつ、御指摘の点も含めて検討してまいりたいと考えています。

○**小泉光男委員** 私も十数人そういう芸術家を知っていますが、そういうことであれば汽車賃だけでいい、出演料も何も要らずに汽車賃だけでいい。あるいは岩手県のどこかの文化施設でやるときに立ち寄って、ただでいいという方はたくさんいるのです。本当に名の知れた方でもですね。そういったようなことから、さっき言ったようにこれは文化

芸術行政という形で、企画するのはほかの部署かもしれませんが、教育委員会の皆様がそのようにして、岩手県の芸術文化をもっと盛り上げていこうというようなことの機運が高まらなければ、今みたいな形で終わってしまうかなというところを思っていましたので、私の意見を申し上げたところであります。以上で終わります。

○**泉予算財務課長** 先ほど斉藤委員のほうから御質問のありました子ども手当の見直しに係る地方自治体の増額分についてでございます。これにつきましては、平成22年度に子ども手当が創設された際、もともと児童手当として国、地方で負担していた分に対して、さらに増額となる分、これを全額、国が子ども手当特例交付金という形で措置してございました。これが今般、子ども手当から子どものための手当の見直しに当たりまして、これが整備されるというふうに聞いてございますので、委員の御指摘のとおり、子ども手当の交付金はこの平成23年度限りということで、これまで国が負担してきた分はなくなるということでございますが、これにつきましては、年少扶養控除の廃止と国税等税制の見直しによりまして、増収となる分を地方に充てるというふうに聞いてございます。先ほど財源を担当しています総務部のほうにも確認いたしまして、来年度分につきましては地方交付税で措置されるということで、見込んで予算措置をしているということでございます。以上でございます。

○**熊谷泉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。議案第65号平成23年度岩手県一般会計補正予算（第10号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち総務部関係及び11款災害復旧費第3項教育施設災害復旧費第1目学校施設災害復旧費のうち総務部関係並びに第2条第2表繰越明許費中、第10款教育費のうち総務部関係を議題いたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小原副部長兼総務室長** 総務部関係の議案について御説明申し上げます。

お手元の議案（その3）の8ページをお開き願います。10款教育費のうち、9項私立学校費3,175万円余の減、及び次の9ページに移りまして、11款災害復旧費のうち3項教育施設災害復旧費中2,537万円余の増が総務部関係の補正予算でございます。

詳細につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の208ページをお開き願います。10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費は3,175万7,000円の減額補正でございますが、これは私立高等学校等修学支援金交付金及び私立学校被災児童生徒等就学支援事業費補助の事業費の確定に伴う減、並びに震災対応に伴う私立学校運営費補助及び岩手県私学振興会貸付金の増などがございます。

次に、217ページをお開き願います。11款災害復旧費、3項教育施設災害復旧費、1目

学校施設災害復旧費のうち総務部関係は2,537万6,000円の増額補正であります。これは公立大学法人岩手県立大学災害復旧事業費補助の事業費の確定による減及び私立学校等災害復旧支援事業費の創設に伴う増によるものでございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案（その3）にお戻りいただきまして、21ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正のうち総務部関係は、10款教育費、9項私立学校費6,535万円余であります。事業につきましては、認定こども園整備事業費補助でございまして、施設の設計に不測の日数に要したことによる事業費を繰り越そうとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 208ページ、私学振興会の貸付金が8,200万円になっていますが、これは2月補正で措置する何か特別の事由があったのか、通例いつもこの時期にやっているものなのかどうか。

もう一つ、認定こども園整備事業費補助が2,049万円になっていますが、繰り越しでは6,500万円の繰り越しですよ。この2月補正の分はどこで、繰り越しの分はどこどこの分なのかということを示してください。

○鈴木私学・情報公開課長 まず、1点目の貸付金でございすけれども、今回の補正につきましては災害対応分ということでの貸し付けになりますので、今回が特例的といえますか、この時期にやるのはそのためでございます。

次に、2点目の認定こども園の繰り越しの関係でございすけれども、対象にしております認定こども園、一つの認定こども園ということですので、一つのこども園に対しまして補正で追加いたしました、トータルで6,535万円になるという内容でございす。

○斉藤信委員 どこですか。

○鈴木私学・情報公開課長 一関地域の認定こども園でございす。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって総務部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**斉藤信委員** 1点のみ。旧矢巾中学校跡地に龍澤学館が中央高校の附属中学校を設置したいと。これは矢巾町に正式の申し入れをやって、今議論になっているようですが、附属中学校ということになると、これは中高一貫ですよ。これは私学という特殊性というものもあるのですけれども、私は中学校の場合、義務教育ですから地域の教育に与える影響もかなりあると思うのだけれども、皆さんのところにはどういう報告、またこれは直接認可は文科省なのか、県なのか、そういうこの間の経過を含めて示していただきたい。

○**鈴木私学・情報公開課長** 私立中学校の設置計画の件でございますけれども、この計画につきましては、平成19年9月に一度申請がございまして、県の私学審議会におきまして了承というふうな形で、一度手続がなされた案件でございます。ただ、その後、設立を予定している学校法人での計画変更なり、検討事項が生じたということで、その後は動きがとまっているという状況でございますけれども、現在その動きがございまして、矢巾町のやりとりの部分だと思っておりますけれども、その辺でどこの場所にするかとか、矢巾の役場といいますか、学校施設、旧校舎といいますか、そういったところを打診して調整しているというふうに伺っております。新しい計画につきましては、また改めて県の審議会のほうに諮問して、答申を得た後に設置認可の手続を進めていくということになるものでございます。

○**斉藤信委員** 確認しますが、一度は平成19年のときに申請されて、私学審議会が了承したと。しかし、これはそこで終わり。今回の動きについては、改めて私学審議会に答申をされると。そこで了承されると、これはどこで最終的に認可するのですか。

○**鈴木私学・情報公開課長** 認可の権限につきましては県が持つてございますので、県の認可ということになります。

○**斉藤信委員** とすれば、矢巾中学校は、最近分割をして新しい中学校を建設したばかりなのです。そこにまた附属中学校をつくるということになると、特に矢巾町、紫波管内の中学校に大きな影響を与えるのではないかと。そういうことはしっかりと検討されるべきだというふうに思うけれども、私学審議会というのは何をどう審議するところなのでしょうか。

○**鈴木私学・情報公開課長** 県の私学の審議会におきましては、その設置計画の妥当性、あるいは認可の基準というものがございまして、それに合致しているかというところを確認した上で認可するものでございます。

○**熊谷泉委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**熊谷泉委員長** ほかになければ、これをもって総務部関係の審査を終わります。総務部関係の皆様、御苦勞さまでした。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。